

気象及び地象[※]の 予報業務許可等の 申請の手引き

※地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。



気象庁情報基盤部

令和6年12月

本手引きについて

本手引きは、新規に予報業務許可を受けようとする方を対象として、申請手続きの概要、申請書類の記載方法、予報業務許可事業者として留意すべき事項などを説明したものです。申請にあたっては、この手引きに記載している申請方法や記載例を参考にしてください。また、予報業務許可事業者として遵守が求められる事項についても解説していますので、これについても十分ご理解の上で申請いただくようお願いいたします。

ご不明点等がありましたら、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

本件に関する窓口 気象庁情報基盤部情報利用推進課

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9

電話番号（代表）：(03) 6758-3900

メールアドレス：jma_suishin★met.kishou.go.jp

（★を@に置き換えてください。）



気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の 予報業務許可等の申請の手引き 目次

I	はじめに	1
II	審査基準の解説	5
III	手続きの流れ	18
IV	提出書類	24
V	提出書類の記入要領	32
VI	遵守が求められる事項	66
	改訂履歴	72

I. はじめに

1. 予報業務許可制度とは

経済の発展や国民生活の向上に伴い、予報に対する国民や企業のニーズは多種多様化しています。これらのニーズに応えるには、気象庁以外の者にも広く予報業務を開放し、民間の活力を生かした様々な予報サービスの開発を促すことが重要です。

一方、予報は、国民生活や企業活動に密接に関わっていることから、技術的な裏付けのない予報が広く社会に発表された場合、その予報に基づいて行動した者に混乱や被害を与えるなど、社会の安寧を損なうおそれがあります。

このため、気象業務法第17条第1項の規定により、気象庁以外の者が気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の予報業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければなりません。また、既に予報業務許可を受けた後に予報業務の目的や範囲を変更しようとする場合も同法第19条第1項の規定により気象庁長官の認可を受けなければなりません。

本資料では、気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）（以下では「気象等」と表記する場合があります）の予報業務に関する許可の申請手続き等について説明します。

2. 予報業務許可が必要な行為とは

予報とは気象業務法によって「観測の成果に基づく現象の予想の発表」と定義しています。具体的には、「時」と「場所」を特定して、今後生じる自然現象の状況を、観測の成果を基に科学的方法によって予想し、それを利用者へ提供することをいいます。

業務とは「定時的または非定時的に反復・継続して行われる行為」をいいます。

よって、例えば、気温や降水量等の予想を反復・継続して発表することは、その発表手段や営利か非営利かを問わず、気象等の予報業務許可の対象となります。

一方、予想を行う人が、自分の所属する学校や会社あるいは家庭等での利用に留め、他者への提供を行わないのであれば、予報業務許可は不要です。また、気象庁発表の警報や予報、予報業務の許可を受けた事業者（以下、「許可事業者」という。）の予報を解説したり、そのまま伝達したりする行為も、予報業務許可は不要です。詳細は、気象庁ホームページの予報業務許可についてよくお寄せいただくご質問¹をご覧ください。

3. 許可取得時及び許可取得後の注意事項

許可事業者は、気象業務法（以下、「法」という。）、気象業務法施行規則（以下、「施行規則」という。）及び予報業務の許可等に関する審査基準（以下、「審査基準」という。）を遵

¹ https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/q_a_m.html

守しながら予報業務を行う必要があります。これらに違反した場合には、法第 20 条の 2 に基づく業務改善命令や法第 21 条の規定に基づく許可の取消し等の処分を科す場合があります。

以下の（１）から（５）について、手続きの流れは第Ⅲ章、必要な書類は第Ⅳ章、記入要領は第Ⅴ章を参照してください。

（１）予報業務の許可を取得しようとするとき

新たに気象等の予報業務を行おうとする者は、法第 17 条第 1 項に基づき、気象庁長官の許可を受けなければなりません。

（２）予報業務の目的又は範囲を変更しようとするとき

「気象」以外の許可事業者が新たに「気象」の予報業務を行おうとするなど他の現象の予報を行う場合や、予報の対象としようとする区域を変更する場合など、許可書に記載された内容に変更がある場合には、変更後の予報業務を開始する前に法第 19 条第 1 項に基づき、気象庁長官の認可を受けなければなりません。

（３）各種提出書類の記載事項に変更があったとき

許可事業者の氏名、名称又は住所に変更があった場合、定款（寄附行為）又は役員に変更があった場合、予報業務許可申請又は予報業務変更認可申請時に提出した予報業務計画書等の書類に変更があった場合には、施行規則第 50 条に基づき、報告事由の発生した後遅滞なく、気象庁長官宛に予報業務変更報告書を提出しなければなりません。なお、気象予報士設置基準について設置基準緩和型を適用する（15 ページ参照）場合は、現象の予想の方法の変更に該当するため、変更予定日の 30 日前までに予報業務変更報告書を提出してください。

（４）許可を受けた予報業務の全部又は一部を休止又は廃止したとき

許可事業者が許可又は認可を受けた予報業務の全部又は一部を休止した場合や、予報業務の全部又は一部を廃止した場合は、法第 22 条に基づき、休止又は廃止した日から 30 日以内に、気象庁長官宛に予報業務休止届出書又は予報業務廃止届出書を提出しなければなりません。

（５）会社の合併・分割等に伴って予報業務を承継しようとするとき

予報業務を承継しようとする事業者が予報業務許可申請を行い、許可を受けた後、当該予報業務を行っていた許可事業者が予報業務廃止届出書を提出することにより予報業務を承継する場合のほか、会社合併・分割に伴う承継については、予報業務を承継したことを示す書類を添付した予報業務変更報告書の提出による手続きにより、承継することが可能な場

合があります。

(6) 法第 41 条第 4 項に基づく立入検査を受けるとき

法第 41 条第 4 項の規定に基づき、許可事業者に対しては、新規許可から概ね 1 年以内及びその後において定期的に立入検査を実施します。加えて、予報業務の実施状況によっては臨時の立入検査も実施します。

立入検査は、検査官（気象庁職員）が予報業務を行う事業所において実施します。立入検査においては、法、施行規則及び審査基準の遵守について確認するため、予報資料や警報事項の入手状況、予報記録の保存状況等を確認します。検査事項の詳細は実施前に文書で通知します。

4. 気象等の予報業務を行うにあたって

気象庁は、自治体の防災対応や住民等の避難行動の判断を支援するため、発生のおそれがある災害の重大さや可能性に応じて特別警報や警報（以下、「警報事項」という。）を発表していますが、自治体の防災担当者や住民等が適切に警報事項を利用するためには、警報事項は単一の発信元からの責任と一貫性を有する提供（いわゆる、防災情報のシングルボイス）である必要があります。この観点から、法第 23 条において気象庁以外の者は警報をしてはならないことが定められています。また、許可事業者の予報の利用者が、気象庁が発表する警報事項を認識して必要な防災行動を取るよう促すことを目的として、法第 20 条において許可事業者はその予報業務に関連する警報事項を利用者に伝達するよう努めなければならないことを規定しています。

また、気象の予報業務許可を受けて降水量や風、気圧等を予報し、その結果をもとに利用者向けの解説資料等で土砂崩れや高潮、洪水等の発生可能性について注意喚起する場合、一般的な防災上の心構えを意図した記述であっても、その内容によっては、予報の定義である「時と場所を特定して、今後生じる自然現象の状況を、観測の成果を基に科学的方法によって予想し、それを利用者へ提供すること」を満たし、それぞれ土砂崩れや高潮、洪水の予報と解釈される場合があります。特に、これらの現象を予報することは法第 17 条第 3 項に規定される「特定予報業務」に該当し、説明を受けていない者へ提供することはできませんので、解説資料等の内容が報道やインターネット上で不用意に伝達されると、法に抵触する可能性があります。また、厳密には予報の定義を満たさない内容であっても、利用者が予報と誤認するおそれがないように表現を工夫するなどの配慮が必要です。

予報業務を行うにあたっては、このように、予報業務許可を受けることに加え、警報の制限や警報事項の伝達など法令に定められた事項についても遵守することが求められます。

予報業務許可の対象となりうる最大の区域より外の領域を予報するなど、気象等の予報業務を行うにあたって気象庁長官の許可を必要としない場合であっても、国際法はもちろん該当国における国内法及び政策を遵守することが求められ、2019 年の WMO 第 18 回

総会においては、産学官全ての利害関係者に対して WMO が確立した原則の遵守を強く求めるジュネーブ宣言 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/geneva_declaration.pdf) が採択されています。気象等の許可事業者においてはジュネーブ宣言も尊重いただくことが必要です。

Ⅱ．審査基準の解説

予報業務許可の審査は、行政手続法にしたがって気象庁長官が定めた「気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の予報業務の許可等に関する審査基準」に基づき行います。審査基準とその内容についての解説は以下のとおりです。

この審査基準は、予報業務を行う事業所ごとに満たされていなければなりません。

1. 予報業務の目的

第1 予報業務の目的

予報業務の目的として示す予報業務の提供先は、契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者とする。

予報業務の目的は、予報業務の提供先を示すものとしています。気象等の予報業務の目的は「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者」、すなわち全ての提供先を対象に含みます。

2. 予報業務の範囲

第2 予報業務の範囲

1 予報の種類

(1) 予報を行おうとする現象

気象、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）とする。

(2) 予報を行おうとする項目

気象は次の区分によることとする。地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）は路面状況等（路面状況や地面温度等をいう。）とする。

イ 台風

台風（気象庁が台風となるおそれがあると認める低気圧を含む。）についての中心位置、最大風速その他の諸元をいう。

ロ 台風を除く大気の諸現象

気温、降水量、風向、風速、天気その他の大気の諸現象（ただし、イに含まれるものを除く。）をいう。

(3) 予報期間

収集する資料に基づき予報を行うことが可能な期間とする。

予報を行おうとする現象は「気象、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」であり、「気象」と「地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」に区分して許可を行います。

さらに、気象については、予報を行おうとする項目として、個別の「台風」に関する諸元と「台風を除く大気の諸現象」に区分して許可を行います。ここで、「台風」には、24時間

以内に台風になると気象庁が予想する熱帯低気圧を含み、また「台風の諸元」とは、気象庁が発表する台風情報に含まれる以下の要素を指します。

台風の大きさ、強さ、存在地域、中心位置、予報円の中心、
予報円の半径、進行方向・速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、
強風域、暴風域、暴風警戒域

台風を除く大気の大気諸現象とは、気温や降水量、風向、風速、天気など、台風の諸元に含まれない大気の大気諸現象を指します。ここで、台風に関する予想であってもイに含まないもの、たとえば月別の台風の発生数や接近数、存在確率などの熱帯低気圧の活動度は口の台風を除く大気の大気諸現象に含みます。なお、台風を範囲に含む予報業務許可を受けて予報を行う場合は、施行規則第 49 条の 2 に基づいて規定される「許可等の条件」を遵守する必要があります。

予報期間については、収集する予報資料に基づき、予報を行うことが可能な期間であれば許可を受けることができます。申請可能な予報期間の上限は設けませんが、気象庁の予報の最長の予報期間を超える場合や、より細かい時間間隔で予想しようとする場合、特殊な予報資料・現象の予想の方法を用いる場合等について、審査にあたって通常よりも時間を要する、収集する予報資料について追加の資料の提出を求める、許可にあたって通常付すこととしている「許可等の条件」に追加して個別の条件を付す場合があります。

また、予報期間や予想の時間間隔に応じて、現象の予想の精度や不確実性に関する補足事項を利用者に伝達することが必要です（「VI. 遵守が求められる事項」を参照）。

なお、予報期間については、時間によって期間を定めた場合は即時から起算しその時間の経過をもって、日によって期間を定めた場合はその末日の 24 時をもって満了します。たとえば、「予報を行う時点から 3 日間先まで」として期間を定め、月曜日の 10 時に予報を発表する場合において、発表当日を 0 日目、翌日の火曜日を 1 日目、翌々日の水曜日を 2 日目、その翌日の木曜日を 3 日目として数え、末日である木曜日の 24 時を以て期間が終了となることから、月曜日 10 時から木曜日 24 時までの期間が予報の対象期間となります。ただし、予報の発表が午前零時の場合は、発表当日を 1 日目と数えます。月によって期間を定めた場合も、これと同様の考え方を適用し、発表日が含まれる月を 0 日目として数え、期間の末月の終了をもって満了とします。ただし、予報の発表が月の初日である場合は、その月を 1 日目と数えます。

2 対象としようとする区域

個別の地点又は明確に区分できる区域とし、当該区域の表示は、行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域についてはその名称によるものとし、それ以外の場合は緯度・経度、住所又は地図上の表示によるものとする。

対象としようとする区域として、個別の地点又は明確に区分できるように示してください。行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域については当該行政区画等の名称によるものとします。それ以外の場合は、地図上の表示によるものとします。

なお、予報の対象となりうる最大の区域は、陸上にあつては日本全国、海上にあつては気象庁の全般海上予報区（東は東経 180 度、西は東経 100 度、南は緯度 0 度、北は北緯 60 度の線により限られた海域）とします。

<対象としようとする区域に関する補足>

予報の対象となりうる最大の区域より外の領域については、気象庁長官の許可を必要としない領域となります。これらの領域を対象に予報等を行う場合には、国際法はもちろん該当国における国内法及び政策を遵守することが求められます。また、2019 年に開催された世界気象機関（WMO）第 18 回総会においては、産学官全ての利害関係者に対して WMO が確立した原則の遵守を強く求めるジュネーブ宣言²が採択されました。予報業務を行おうとする者にあつては、ジュネーブ宣言に謳われているように、WMO が確立した原則を遵守していただくことが必要です。

3. 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

第3 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員

1 観測その他の予報資料の収集

（1）予報の種類及び対象としようとする区域並びに現象の予想の方法に適確に対応した観測その他の予報資料を収集すること。

（2）現地観測値については、必要に応じて適確に収集すること。

予報資料とは、各種観測値や数値予報格子点値（以下、「GPV」という。）など、予想に用いる資料を指します。法第 18 条第 1 項第 1 号の規定により、当該予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集が必要です。

予報資料のうち現地観測値については、数値予報に使用する解析値や推計気象分布等の観測に準ずる資料によって代用することが可能ですが、予報の対象としようとする区域の地理的条件など、予報業務の範囲に応じて、現地観測値が必要と判断される場合には適確に収集してください。

予報に用いる資料については、観測の成果を基に自然科学的方法によって予想されたものであって、予報を行おうとする現象、予報期間、対象としようとする区域、現象の予想の方法に適切に対応していなければなりません。例えば、10 日先までの全国各地の気温を予報しようとする場合、10 日先までの全国の領域を対象とする気温の数値予報資料等を収集する必要があります。申請資料において収集する予報資料を示してください。

² https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/geneva_declaration.pdf を参照。

また、予報資料の収集は、適確に実施される必要があることから、資料の提供者との契約に基づく必要があります。各種ウェブサイト等で一般に公開されている資料を、許可を受けようとする事業者が勝手に入手するような手法は、資料の適確な収集が担保できないため、認められません。契約に基づき予報資料を入手していることを証明する書類の写しを提出してください。なお、使用する通信回線については、特に制限はありません。また、PUSH/PULL 形式のいずれでも構いません。

2 観測の施設

(1) 現地観測値を収集する場合に使用する観測の施設については、その設置場所及び観測機器の種類を示すこと。

(2) 気象業務法第9条第1項に規定する検定対象の気象測器を使用する場合は、検定に合格し、かつ、検定の有効期間を経過していないものであること。

(3) 気象業務法第9条第1項の規定により検定対象でない気象測器を使用する場合は、その性能について確認すること。

(4) 気象業務法第9条第2項に規定する本観測のうち、気象庁が行う観測以外の観測に用いる気象測器については、(2)の気象測器とすること。

(5) 気象業務法第9条第2項に規定する補完観測に用いる気象測器については、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」に従うこと。

(6) 現地観測は許可等を受けようとする者（以下「事業者」という。）以外の者が行うものでもよいが、その場合は、当該観測値の入手に必要な権原を有すること。

現地観測値を収集する場合は、使用する観測施設の設置場所及び観測機器の種類を示してください。また、法に定める検定対象の気象測器（温度計、気圧計、湿度計、風速計、日射計、雨量計、雪量計）を用いる場合は、検定に合格し、その有効期間内であることが求められますので、そのことを示す資料を添付する必要があります（気象庁が行う観測を除く）。また、検定対象でない気象測器を用いる場合は、測器の仕様書等、その性能を示す資料を添付してください（気象庁が行う観測を除く）。

法第9条第2項に規定する補完観測を使用する場合において、当該観測により補完する本観測が気象庁による観測以外のものである場合は、検定に合格しその有効期間内である気象測器を用いてください。また、補完観測を用いる場合にあつては、別途定める審査基準を当該補完観測が満たしていることについて、気象庁長官の確認を受ける必要があります。

なお、収集する現地観測値は、許可事業者以外の者から入手するものでも構いませんが、その場合は、有効な契約に基づいて提供を受けるなど、当該現地観測値の入手に必要な権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

気象庁が作成元である予報資料等と、それに対応する予報期間の目安は、次表を参照してください。（この表は主な資料のみを記載していますので、必要に応じてご相談ください。）気象庁以外の機関が作成元である予報資料を用いることもできますが、その場合は、当該資

料が観測の成果を基に自然科学的方法によって予想されたものであることが分かる資料を添付してください。

		資料名	当該資料に対応する 予報期間の目安						備 考	
			数時間先まで	2日間先まで	7日間先まで	1か月先まで	3か月先まで	6か月先まで		
気象庁発表の予報・情報	入手することが必須の警報事項	特別警報・警報・注意報	○	○						
		海上警報（全般・地方）	○	○					沖合の予報を行う場合に必須	
	入手することが望ましい防災情報	気象情報（全般・地方・府県）	○	○	○	○	○	○		
		台風情報	○	○	○					
		土砂災害警戒情報	○							
		指定河川洪水予報	○	○						
		大雨・洪水警報の危険度分布	○							
		早期注意情報（警報級の可能性）	○	○	○					
	入手することが望ましい天気予報等	早期天候情報				○				
		入手することが望ましい天気予報等	天気予報（府県・時系列・分布）	○	○					
			週間天気予報（府県）			○				
			2週間気温予報（全般・地方）				○			
			季節予報（全般・地方）				○	○	○	
	海上予報		○	○						
	自然科学的に予報を行うための資料	現地観測値(実況)又はそれに代わる資料	アメダス（1分、10分）	○	○	○				
アメダス（統計値）					○					
全国合成レーダー-GPV（5分、10分）			○	○						
解析雨量			○	○						
解析降雪深・解析降雪量			○	○						
気象衛星画像			○	○	○					
推計気象分布				○	○					
三十分大気解析 GPV				○	○					
天気図画像ファイル（SPAS,ASAS,AXFE）			○	○						
数値予報資料等		降水ナウキャスト GPV（5分、10分）	○							
		雷ナウキャスト GPV	○							
		竜巻発生確度ナウキャスト GPV	○							
		降水短時間予報 GPV	○							
		降水 15 時間予報 GPV		○						

局地数値予報モデル GPV (LFM)	○	○					解析値含む
メソ数値予報モデル GPV (MSM)	○	○					解析値含む
MSM ガイダンス (地点形式・格子形式)	○	○					
メソアンサンブル数値予報モデル GPV (MEPS)	○	○					
MEPS ガイダンス (地点形式・格子形式)	○	○					
全球数値予報モデル GPV (GSM 全球域・日本域)		○	○	○			解析値含む
天気図画像ファイル (FXFE,FXJP,FSAS 等)		○					
GSM ガイダンス (地点形式、格子形式)		○	○				
週間アンサンブル数値予報モデル GPV (高分解能全球域・高分解能日本域)			○	○			解析値含む
台風アンサンブル数値予報モデル GPV			○				解析値含む
天気図画像ファイル (FEFE19,FZCX50,FXN519)			○				
天気図画像ファイル (FEAS)			○	○			解析値含む
2週間アンサンブル数値予報モデル GPV (全球域・日本域)				○			
天気図画像ファイル (FCVX21-24)				○			解析値含む
2週間気温予報ガイダンス				○			
1か月アンサンブル数値予報モデル GPV (全球域・日本域)				○			
天気図画像ファイル (FCVX11-15)				○			解析値含む
1か月予報ガイダンス				○			
3か月予報アンサンブル GPV					○		
天気図画像ファイル (FCVX41-50)					○		解析値含む
3か月予報ガイダンス					○		
6か月アンサンブル数値予報モデル GPV					○	○	
天気図画像ファイル (FCXX60-63)						○	
暖・寒候期予報ガイダンス						○	

3 収集の施設

(1) 行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。

(2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

収集の施設は、行おうとする予報に必要な予報資料を適確に収集し、かつ、処理できる能力を有する電子計算機その他の施設である必要があります。

なお、施設は許可事業者以外の者が保有するものでも構いませんが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な使用権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

4 収集の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を収集するための要員を配置すること。

予報資料の収集の適切な実施に必要な要員の配置が必要です。

4. 予報資料の解析の施設及び要員

第4 予報資料の解析の施設及び要員

1 解析の施設

(1) 解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設であること。

(2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

用いる解析の手法を適確に処理する能力を有する電子計算機その他の施設である必要があります。施設は許可事業者以外の者が保有するものでも構いませんが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

2 解析の要員

予報業務の適確な遂行に必要な予報資料を解析するための要員を配置すること。

予報資料の解析の適切な実施に必要な要員の配置が必要です。

5. 警報事項を迅速に受け取ることができる施設及び要員

第5 警報事項を迅速に受け取ることができる施設及び要員

1 迅速に受け取るための施設

(1) 予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設であること。

(2) 施設は事業者以外の者が保有するものでもよいが、その場合は、当該施設の使用に必要十分な権原を有すること。

法第 18 条第 1 項第 2 号の規定により、当該予報業務の目的及び範囲に関連する気象庁の警報事項を、迅速かつ確実に受信できる通信機器その他の施設を有することが必要です。

施設は許可事業者以外の者が保有するものでも構いませんが、その場合は、当該施設の使用に必要な権原を有することを示す契約等に関する書類を提出してください。

・入手する必要がある警報

種類	予報業務の範囲
気象警報	陸上（沿岸域を含む）が含まれる場合。 ただし、当該範囲に対して発表されるものに限る。
海上警報	沖合が含まれる場合。 ただし、全般海上警報及び当該範囲に対して発表される地方海上警報に限る。

※「沿岸域」とは、海岸線からおおむね 20 海里（約 37 km）以内の海域をいいます。

※気象警報には「大雨、暴風、暴風雪、大雪警報」が含まれます。

・警報の入手の方法

警報事項の受信は、迅速性・確実性が求められることから、（一財）気象業務支援センターから申請者に至るすべての伝達ルートで以下の条件を満たす必要があります。

- ①警報事項受信のための取決めを、警報事項の提供者と交わしていること。
- ②警報事項を迅速に受信するため、常時接続又はそれと同等の通信回線を有すること。
- ③送信側で通信エラーが速やかに検知可能な通信方式（有手順通信）を用いること。また、警報事項の伝送がうまくいかない場合は、再送又は代替手段により伝達する措置が講じられていること。

使用する通信回線については、特に制限はありません。ただし、常時接続又はそれと同等のものを用いてください（ダイヤルアップ接続の場合、自動かつ短時間で通信が確立すれば、常時接続と同等の通信回線として扱います）。

また、通信方式は、送信側で通信エラーが速やかに検知可能なものに限り、ファイル転送（put）や気象庁ソケット通信等である必要があり、ファイル転送（get）方式のように情報取得動作が受信側に委ねられている通信方式は、警報が発表されたことを迅速・適確に認知できる担保がとれないため、認められません。

上記①～③の全てが満たされていることを証明する書類の写しを、受信形態に応じて提出してください。

・不達時の対応

通信エラー等により、警報事項が申請者に伝達されない場合（不達時）、「自動再送又は FAX により代替」、「自動再送又は電話により代替」等、あらかじめ迅速・適確に認知できる

方法を情報提供元と調整し、その旨の契約を結ぶ必要があります。

(注) 入手の方法に係る考え方が、「3. 観測その他の予報資料の収集の施設及び要員」とは異なるので注意が必要です。

2 迅速に受けるための要員

予報業務に関連する警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員を配置すること。

当該予報業務の目的及び範囲に関連する気象庁の警報事項を迅速かつ確実に受信するための要員の配置が必要です。

6. 現象の予想の方法

第6 現象の予想の方法

1 現象の予想の方法

予報を行おうとする項目、予報期間及び対象区域並びに入手する観測その他の予報資料に適切に対応した科学的方法により、気象予報士に行わせること。

2 気象予報士の設置

気象予報士の設置の基準は気象業務法施行規則第11条の2第1項に規定するところによる。ただし、同項ただし書の規定による場合には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

現象の予想は、行おうとする予報業務の範囲や入手する予報資料に適切に対応した科学的方法（物理的方法、統計的方法、運動学的方法）を用いて、気象予報士に行わせなければなりません。

法第19条の2の規定により、許可事業者の事業所ごとに、1日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、下表に定めた最低人数以上の専任の気象予報士を置く必要があります。

1日当たりの現象の予想を行う時間	人数
8時間以下の時間	2人
8時間を超え16時間以下の時間	3人
16時間を超える時間	4人

この人数は、法第19条の2に規定された気象予報士に行わせなければならない業務（当該予報業務の内の現象の予想）について、労働基準法に定められた1日8時間（休憩時間を除く）、週40時間を超えない最低限の人数として示したものです。従って、この人数だけ揃えば、どんな多量の予報でも行えるというものではありません。事業主の責任で労務管理等の観点から適切な人数を判断し、業務量に応じた気象予報士を配置してください。気象予報士は、自社社員に限らず、労働派遣契約や業務委託契約に基づく他社の気象予報士でも構いませんが、許可申請にあたっては、派遣に関する契約書等の写しを添付する必要があります。また、予報業務計画書に、予報業務を行う場所などが適切に記載されていれば、自宅や外出

先などの事業所以外の場所からリモートアクセス環境を通じて、気象予報士が予報業務を行うことが可能です。

なお、施行規則第 11 条の 2 第 1 項のただし書の規定により、上記より少ない人数の気象予報士で許可をする場合があります。許可をする区分ごとに、それぞれ必要となる書類とその内容等を以下の表に示します。

下表の区分①は、休業日を設けるか 1 日当たりの現象の予想時間を短縮し、気象予報士 1 人当たりの現象の予想を行う時間を 1 週当たり 40 時間（休憩時間を除く）以下とした場合が該当します。（以下、上述の表又は区分①による基準を「従来型」という。）

（注 1）この場合も法定の休日等に関して関係法令の遵守が必要です。

（注 2）現象の予想は、気象予報士に行わせなければなりません。よって、すべての気象予報士が欠勤した場合、その事業所は予報業務を行うことはできません。

区分②③は、気象予報士が事前にアルゴリズムの妥当性とその計算結果の品質を確認し、また、予報後には予報の検証等を行うことにより、気象予報士が現象の予想を行っていると同様であるとみなすものです。（以下、区分②③による基準を「設置基準緩和型」という。）

なお、従来型の基準を満たし、予報を行う時刻に事業所に気象予報士が配置されている場合であれば、当該事業所が担う予報業務の一部又は全部において気象予報士による逐次の現象の予想が行われていなかったとしても、設置基準緩和型の書類を提出する必要はありません。ただし、この場合は、気象庁による立入検査時に、事前のアルゴリズムの妥当性とその計算結果の品質の確認、及び予報後の検証等が実施されているかを確認します。

区分	人員	必要となる書類とその内容等
① 一週間当たりの現象の予想を行う日数その他の事情を考慮して、当該事業所において現象の予想が行われる間、一人以上の専任の気象予報士が当該予想に従事できる場合	気象業務法施行規則第 11 条の 2 第 1 項の表の下欄に掲げる人数から一人減じた人数以上	1. 「要員の配置の状況及び勤務の交替の概要」
② 気象、路面状況等の予報業務であって、当該事業所に置かれる気象予報士があらかじめ確認した科学的方法によって計算される予報を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、適確に予報業務を行うために必要な要員	一人以上	1. 当該解析の手法による計算結果の品質が記載された「予報資料の解析の手法に関する資料」 2. 気象予報士が、当該解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したこと、並びに予報後の確認の方法を決定することを記した申立書（様式自由） 3. 以下の内容が記載された「要員の配置の状況及び勤務の交替の概要」 ・事業者があらかじめ想定した必要な頻度で気

の配置や連絡体制が確保されている場合		象予報士が当該解析の資料の確認を行う体制・予報資料の収集及び解析や警報事項の受信等に異常が生じた場合に、障害対応措置を行うための連絡体制
③ 研究のために行う現象の予想を、デモンストレーションや試用等のために発表する場合であって、当該予報の計算方法及び計算結果を、当該事業所に置かれる気象予報士が確認し、また、当該予報の利用者の安全を確保する措置が講じられている場合	一人以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区分②の1及び2（ただし、予報後の確認の方法を決定することを除く） 2. 「予報の利用者の安全を確保する措置の標準的内容」に沿った措置がとられることが確認できる、予報を提供しようとするウェブサイト等での表示内容等の具体が記載された資料（様式自由）

区分②に記した「予報後の確認の方法」は、気象庁が実施する降水及び気温に関する検証要素及び手法（<https://www.data.jma.go.jp/yoho/kensho/explanation.html>）を推奨します。

また、区分③に記した「予報の利用者の安全を確保する措置」について、その標準的内容は以下の通りです。

<p><u>予報の利用者の安全を確保する措置の標準的内容</u></p> <p>1. 予報を提供するサイト等での事前の表示</p> <p>研究のために行う気象の予報業務では、利用者の安全を確保するための措置として必要な事項を、予報を提供するウェブサイト等の入口のページで、ダイアログボックス等の方法により表示し、利用者にもその内容を事前に確認させ、内容を理解したことをボタンの押下等によって意思表示させる。この表示には以下に示す(1)から(4)までの項目を必ず含める。</p> <p>【表示が必要な項目】（(1)-a と(1)-b については提供形態に応じていずれかを選択する）</p> <p>(1)-a 第三者がその予報に基づいて行動することを前提としない、デモンストレーション等〔研究者間の情報交換や研究活動の広報等〕のために提供する予報であること。</p> <p>(1)-b [予報を公衆に伝達しない場合のみ] 第三者による試用等のために提供する予報であること。</p> <p>(2) 防災など、利用者の生命・身体の安全や財産の保護に関する判断を目的とする利用には適さないこと。</p> <p>(3) 研究の状況等に応じて予報の精度が随時変化する事。</p> <p>(4) 予報の提供を予告なく中止することがある事。</p> <p>2. 予報を提供する画面での表示</p>

少なくとも1の(1)と(2)の趣旨が予報の直下に表示されるようにする。

3. 文字の大きさ

1及び2のいずれの表示においても、利用者が確認するに足る十分な文字の大きさを確保する。

4. 推奨事項

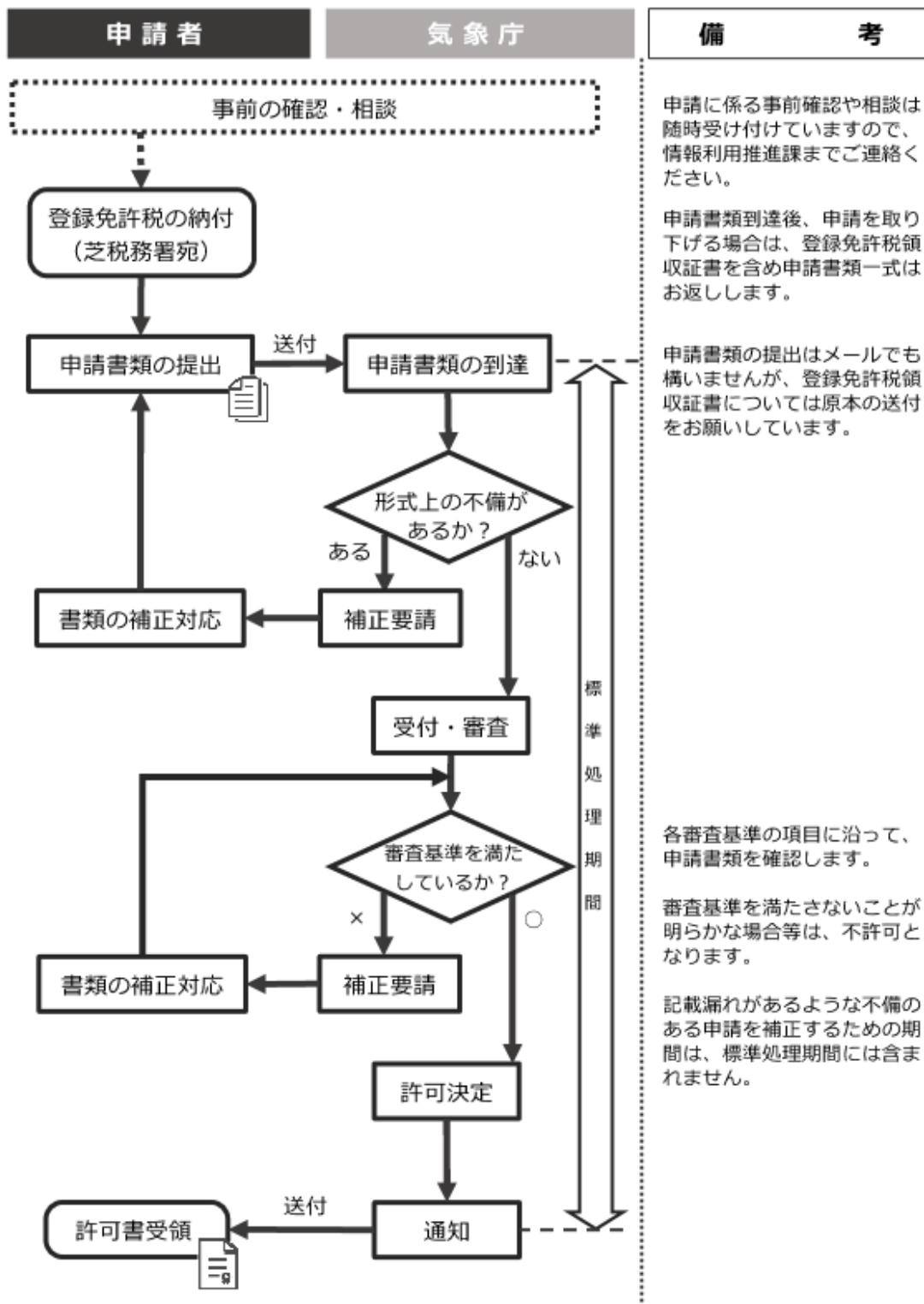
当該予報業務許可事業者が行う研究活動や、予報に用いる技術に関する概要の説明を、利用者がウェブサイト等により確認できるようにすることが望ましい。

Ⅲ．手続きの流れ

1. 予報業務許可申請の流れ

予報業務を行おうとする者は、法第 17 条の規定に基づき、気象庁長官の許可を受けなければなりません。申請から許可に至るまでの過程は以下のとおりです。気象等の予報業務許可の申請において、気象庁に申請が到達してから、許可（不許可）の通知までに要する標準処理期間は 15 日（土日・祝祭日、年末年始の閉庁日を除く）です。

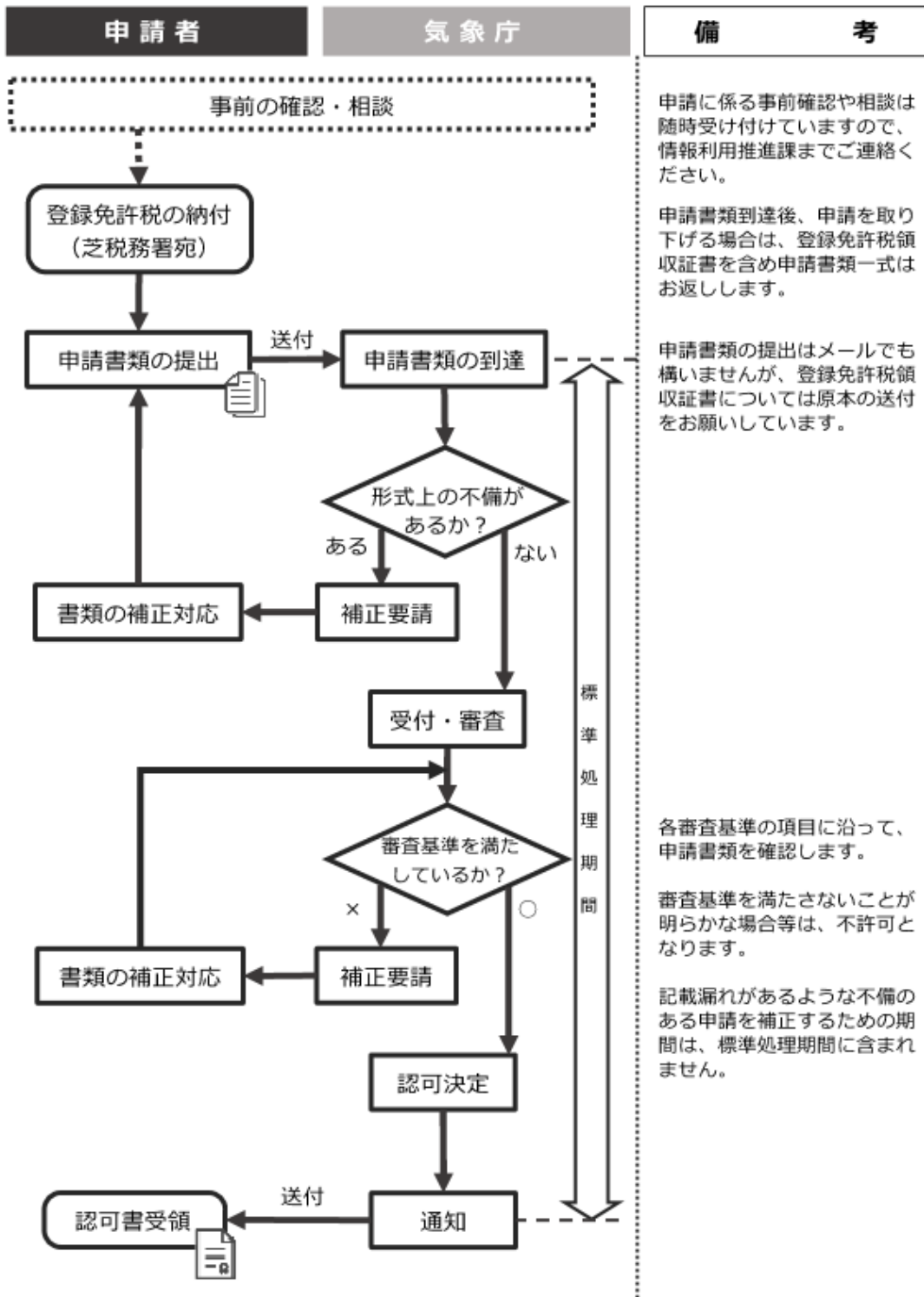
なお、すでに気象、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、高潮、波浪又は洪水のいずれかの予報業務の許可を受けている者がそれ以外の現象の予報業務の許可を受けようとする場合、許可申請ではなく変更認可の手続きとなります。



2. 予報業務変更認可申請の流れ

予報業務の許可を受けた事業者が、予報業務の目的又は範囲を変更しようとするときは、法第 19 条の規定に基づき、気象庁長官あてに変更認可の申請を行い、認可を受けなければなりません。すでに気象、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、高潮、波浪又は洪水のいずれかの予報業務の許可を受けている者がそれ以外の現象の予報業務の許可を新たに受けようとする場合も変更認可の手続きとなります。

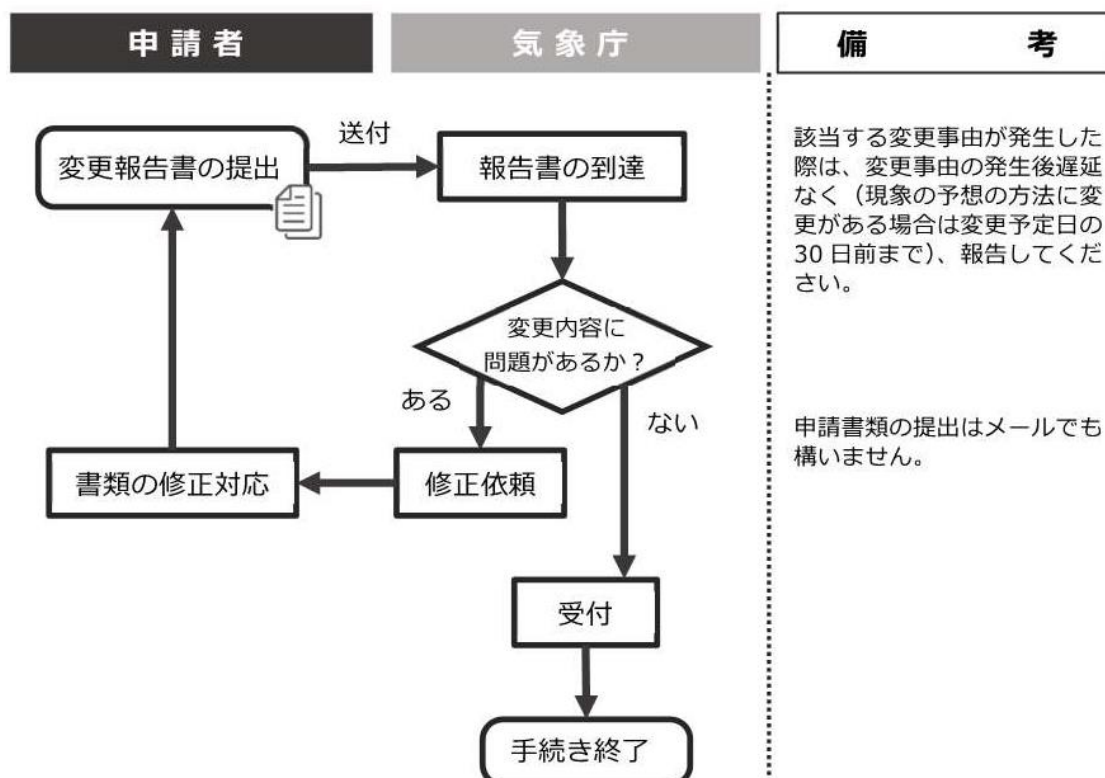
申請から認可に至るまでの過程は以下のとおりです。気象等の予報業務許可の申請において、気象庁に申請が到達してから、認可（不認可）の通知までに要する標準処理期間は 15 日（土日・祝祭日、年末年始の閉庁日を除く）です。



3. 予報業務変更報告の流れ

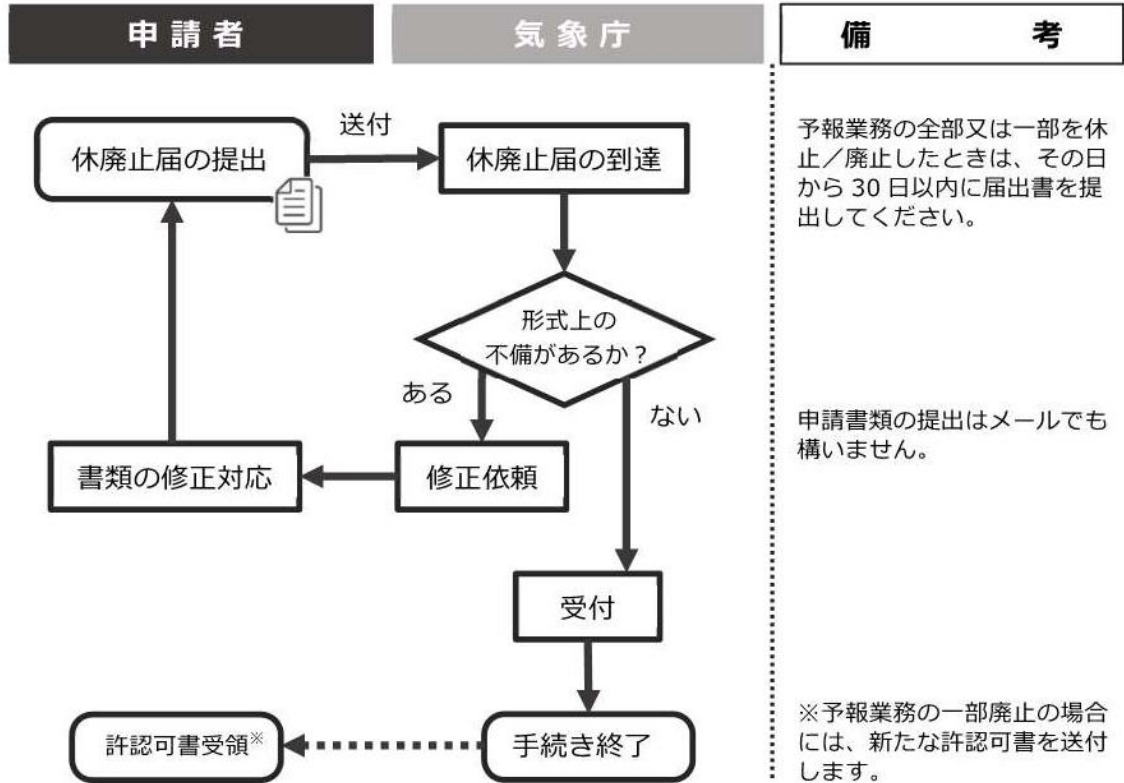
以下の事項に該当することとなった場合は、施行規則第 50 条の規定に基づき、その旨を記載した報告書を、遅滞なく（現象の予想の方法に変更がある場合は変更予定日の 30 日前までに）、気象庁長官に提出しなければなりません。

該 当 事 項
1. 許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があった場合
2. 定款（寄附行為）又は役員に変更があった場合
3. 以下の書類の記載事項に変更があった場合
（1）予報業務計画書
（2）気象予報士名簿
（3）要員の配置の状況及び勤務の交替の概要
（4）観測施設の概要
（5）予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要



4. 予報業務休廃止手続きの流れ

許可を受けた業務の全部又は一部を休止したときは「予報業務休止届出書」を、予報業務を廃止したときは「予報業務廃止届出書」を、その日から 30 日以内に気象庁長官に提出しなければなりません（法第 22 条及び施行規則第 12 条）。



IV. 提出書類

1. 許可申請に必要な書類

予報業務の許可の申請には以下の書類が必要です。申請者は、必要事項を記入し、添付書類を添えて提出してください。各書類の記入例及び記入要領については、下表に示したページを参照してください。

提出書類名	備 考	参照 頁
予報業務許可申請書	必須	33
予報業務計画書	必須	36
気象予報士名簿	必須	41
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	必須（気象予報士設置基準について設置基準緩和型の適用を受ける場合（研究目的を除く）は別表を参照）	43
観測施設の概要	気象庁が提供する以外の現地観測値を収集する場合	40
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	必須	44
定款又は寄附行為	申請者が地方公共団体以外の法人の場合（写しの場合は原本証明を付すこと）	32
登記事項証明書	申請者が地方公共団体以外の法人の場合で、かつ、気象庁から提出を求められた場合（コピー不可）	32
役員名簿	申請者が地方公共団体以外の法人の場合	32
法人の発起人、社員又は設立者の名簿	申請者が法人を設立しようとする者である場合	32
住民票の写し又は個人番号カードの写し	申請者が個人の場合	32
宣誓書	必須	32

添付書類名	備 考	参照 頁
登録免許税の領収証書	必須（コピー不可）（非課税対象者の場合は、それを証明する資料）	26
予報資料を配信する事業者との契約書等の写し	必須	40
警報を配信する事業者との契約書等の写し	必須	41
予報資料の予測手法に関する資料	気象庁以外の予報資料を収集して予報業務を行う場合	40
気象測器の検定証書の写し	気象庁以外の者が独自に観測を行う場合	40
気象予報士の派遣契約書等の写し	専任気象予報士が、他社の気象予報士である場合	42
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	他者の施設を借用して予報業務を行う場合	44
当該解析の手法による計算結果の品質が記載された「予報資料の解析の手法に関する資料」	気象予報士設置基準について設置基準緩和型の適用を受ける場合（詳細は別表を参照）	15
気象予報士が、当該解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したこと、並びに予報後の確認の方法を決定することを記した申立書（研究目的以外）	気象予報士設置基準について設置基準緩和型の適用を受ける場合（詳細は別表を参照）	15
気象予報士が、当該解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したことを記した申立書（研究目的のみ）	気象予報士設置基準について設置基準緩和型の適用を受ける場合	15
予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料（研究目的のみ）	気象予報士設置基準について設置基準緩和型の適用を受ける場合	16

気象予報士が事前にアルゴリズムの妥当性とその計算結果の品質を確認し、また、予報後には予報の検証等を行うことにより、気象予報士設置基準について設置基準緩和型を適用する場合は、別表の書類1～3の提出が必要です。書類3については、適用の有無に関わらず提出が必須のものです。設置基準緩和型を適用する場合は、追加で記載する事項がありますのでご注意ください。

別表 気象予報士が事前にアルゴリズムの妥当性とその計算結果の品質を確認し、予報後には予報の検証等を行うことにより、気象予報士設置基準について設置基準緩和型を適用する場合の必要書類

書類名	備考	参照頁
1. 予報資料の解析の手法に関する資料	・解析の手法の概要 ・事前確認結果	15
2. 申立書	・事前確認を実施した気象予報士の氏名 ・予報後の確認の方法の決定を行う気象予報士の氏名	15
3. 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	・予報後の確認体制（事業者があらかじめ想定した必要な頻度で気象予報士が当該解析の手法による予報を確認する体制） ・予報資料の収集及び解析や警報事項の受信等に異常が生じた場合に障害対応措置を行うための連絡体制	15

登録免許税の納付

予報業務の許可を受けようとする方は、気象庁への許可申請に先立ち、登録免許税法第2条別表第1に基づく税額9万円を芝税務署（気象庁の所在地を管轄）に納付しなければなりません。

納付は全国の税務署、日本銀行本支店、歳入代理店、郵便局等から行うことができます（納税の詳細については、最寄りの税務署に直接お尋ねください）。

予報業務許可の申請には、登録免許税法第21条に基づき、登録免許税の納付の際に発行される領収証書の原本を提出して下さい。予報業務を許可した後は、提出された領収証書を返却することはできません。申請の取り下げや却下の場合は、領収証書を返却します。

なお、登録免許税法第4条、第5条の規定により、非課税となる申請者は、それを証明する資料を添付してください。

会社合併により許可事業者が消滅し、存続する別の事業者がその予報業務を承継し、新たに許可申請をするとき

予報業務を承継する場合の予報業務許可に係る登録免許税は、予報業務許可申請に添付される登記事項証明書（履歴事項全部証明書）によって承継関係が確認できる場合、登録免許税法第5条第13号の規定により非課税登記等の扱いとなりますので、領収証書の提出は必要ありません。

2. 変更認可申請に必要な書類

変更認可の申請には以下の書類が必要です。提出書類は「新」「旧」の両方を作成し、書類の右上に「新」又は「旧」と記入し、変更箇所にはアンダーラインを引いてください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。また、変更内容に対応した添付書類を添えて提出してください（添付書類の旧版は不要です）。

各書類の記入例及び記入要領については、予報業務許可申請書と同じです（下表に示したページを参照してください）。

許可を受けた者の氏名、名称、住所、法人の定款（寄附行為）、役員名簿に変更がある場合は、別途、予報業務変更報告書を提出してください。

提出書類名	備 考	参照頁
予報業務変更認可申請書	必須	47
予報業務計画書	必須	53
気象予報士名簿	変更がある場合	41
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	変更がある場合	43
観測施設の概要	変更がある場合	40
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	変更がある場合	44

添付書類名	備 考	参照頁
登録免許税の領収証書	<p>すでに気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）、地震動、火山現象、土砂崩れ、津波、高潮、波浪又は洪水のいずれかの予報業務許可を受けている者がそれ以外の現象の許可を受ける場合（非課税対象者の場合は、それを証明する資料）</p> <p>※気象の予報業務許可を受けている者が地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の許可を受ける場合、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の予報業務許可を受けている者が気象の許可を受ける場合は不要</p>	29
予報資料を配信する事業者との契約書等の写し	変更がある場合	40
警報を配信する事業者との契約書等の写し	変更がある場合	41
予報資料の予測手法に関する資料	変更がある場合	40
気象測器の検定証書の写し	変更がある場合	40
気象予報士の派遣契約書の写し	変更がある場合	42
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	変更がある場合	44
当該解析の手法による計算結果の品質が記載された「予報資料の解析の手法に関する資料」	変更がある場合（詳細は1. 許可申請に必要な書類を参照）	15
気象予報士が、当該解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したこと、並びに予報後の確認の方法を決定することを記した申立書（研究目的以外）	変更がある場合（詳細は1. 許可申請に必要な書類を参照）	15

気象予報士が、当該解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したことを記した申立書（研究目的のみ）	変更がある場合（詳細は 1. 許可申請に必要な書類を参照）	15
予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料（研究目的のみ）	変更がある場合（詳細は 1. 許可申請に必要な書類を参照）	16

登録免許税の納付

すでに「気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）」「地震動」「火山現象」「土砂崩れ」「津波」「高潮」「波浪」「洪水」のいずれかの現象について予報業務の許可を受けている場合でも、新たに別の現象の予報業務の許可を受けようとする際の変更認可の場合、気象庁への許可申請に先立ち、登録免許税法第 2 条別表第 1 に基づく税額 9 万円を芝税務署（気象庁の所在地を管轄）に納付しなければなりません。すでに許可を受けている現象について予報しようとする項目や期間、区域を変更する場合は、登録免許税を納付する必要はありません。

※気象の予報業務許可を受けている者が地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の許可を受ける場合、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の予報業務許可を受けている者が気象の許可を受ける場合は不要

納付は全国の税務署、日本銀行本支店、歳入代理店、郵便局等から行うことができます（納税の詳細については、最寄りの税務署に直接お尋ねください）。

申請時には、登録免許税法第 21 条に基づき、登録免許税の納付の際に発行される領収証書の原本を提出して下さい。予報業務を変更認可した後は、提出された領収証書を返却することはできません。申請の取り下げや却下の場合は、領収証書を返却します。

なお、登録免許税法第 4 条、第 5 条の規定により、非課税となる申請者はそれを証明する資料を添付してください。

会社合併により許可事業者が消滅し、存続する別の事業者がその予報業務を承継し、併せて変更認可申請をするとき

予報業務を承継する場合の変更認可に係る登録免許税は、予報業務変更認可申請に添付される登記事項証明書（履歴事項全部証明書）によって承継関係が確認できる場合、登録免許税法第 5 条第 13 号の規定により非課税登記等の扱いとなります。登録免許税領収証書の提出は必要ありません。

3.変更報告に必要な書類

変更報告の申請には以下の書類が必要です。提出書類は「新」「旧」の両方を作成し、書類の右上に「新」又は「旧」と記入し、変更箇所にはアンダーラインを引いてください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。また、変更内容に対応した添付書類を添えて提出してください（添付書類の旧版は不要です）。

各書類の記入例及び記入要領については、予報業務許可申請書と同じです（下表に示したページを参照してください）。

提出書類名	備 考	参照頁
予報業務変更報告書	必須	58
予報業務計画書	変更がある場合	53
気象予報士名簿	変更がある場合	41
要員の配置の状況及び勤務の交替の概要	変更がある場合	43
観測施設の概要	変更がある場合	40
予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要	変更がある場合	44

変更内容に応じて以下の書類を添付してください。

添付書類名	参照頁
予報資料を配信する事業者との契約書等の写し	40
警報を配信する事業者との契約書等の写し	41
予報資料の予測手法に関する資料	40
気象測器の検定証書の写し	40
気象予報士の派遣契約書の写し	42
予報資料の収集解析又は警報事項の受信施設の借用に関する契約書の写し	44
当該解析の手法による計算結果の品質が記載された「予報資料の解析の手法に関する資料」	15
気象予報士が、解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したこと、並びに予報後の確認の方法を決定することを記した申立書（研究目的以外）	15
気象予報士が、解析の手法とその計算結果の品質をあらかじめ確認したことを記した申立書（研究目的のみ）	15
予報の利用者の安全を確保する措置に関する資料（研究目的のみ）	16

- ・下表に示した最低人数の気象予報士で気象の予想を行っている事業所が、さらに気象予報士を減じようとする場合は、予想時間の短縮や休業日の設定などの措置が必要となりますので事前にご相談ください。必要数の気象予報士を配置していない場合、業務改善命令の対象となることがあります。

1日当たりの現象の予想を行う時間	人数
8時間以下の時間	2人
8時間を超え16時間以下の時間	3人
16時間を超える時間	4人

4. 休廃止手続きに必要な書類

休廃止の手続きには予報業務休止/廃止届出書が必要です。62～65ページを参照してください。

V. 提出書類の記入要領

1. 予報業務許可申請

以下に示す要領で必要書類を作成してください。

A. 定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員名簿

申請者が地方公共団体以外の法人の場合に必要です（登記事項証明書については、気象庁から提出を求められた場合）。なお、役員名簿は任意の書式で構いません。

B. 法人の発起人、社員又は設立者の名簿

申請者が法人を設立しようとしている場合に必要です。

C. 住民票の写し又は個人番号カードの写し

申請者が個人の場合、住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（又はこれに類するものであって、氏名及び住所を証明する書類）が必要です。なお、個人番号カードの写しを提出される場合は、個人番号が判読できない形で提出いただきますようお願いいたします。

D. 欠格事由に該当しないことを証明する書類（宣誓書）

申請者（法人の場合は役員も含む）が以下に該当しない旨の宣誓書を用意してください。

（気象業務法第18条第2項の各号）

- ・気象業務法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ・予報業務許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。

以下の書式にしたがって作成してください。

<記入例>

宣 誓 書	記入例
気象庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿	
当社は、気象業務法第18条第2項の各号に規定された者には該当しません。	
令和○○年○○月○○日	
名 称 株式会社○○	押印不要
代表者氏名 代表取締役社長 気象花子	

E. 予報業務許可申請書

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

予報業務許可申請書

気象庁長官

〇 〇 〇 〇 殿

押印不要

△△△△株式会社

代表取締役社長 気象 花子

気象業務法第 17 条第 1 項の規定により予報業務の許可を受けたいので、同法施行規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所

名 称 △△△△株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 気象 花子

住 所 東京都世田谷区◇◇一丁目 2 番 3 号

2. 予報業務の目的及び範囲

(気象)

目的	範囲			
	予報の種類			対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	予報期間	
数の者への提供 法人及び不特定多数の者への提供 人契約に基づく個人契約に基づく	気象	台風を除く大気の諸現象	1 か月先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域
		台風	6 時間先から 5 日間先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域

(地象(地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。))

目的	範囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	
者特法約く契 への定人個人に の多及基人、基 提数びつ、基 供の不く契	地象(地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。)	1 日間先から 3 日間先まで	北海道地方、東北地方

3. 予報業務の開始の予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

<記入要領>

1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所

- ・名称：個人名又は法人名を記入。
- ・代表者氏名：法人の場合に記入。
- ・住所：法人の場合は登記簿の住所を記入。個人の場合は住民票の住所を記入。

2. 予報業務の目的及び範囲

(1) 目的

気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の許可においては、「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供」と記入してください。

(2) 範囲

① 予報の種類

イ 予報する現象

気象と地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）のいずれか又は両方を記入してください。

ロ 予報する項目

気象については、予報を行おうとする項目として、「台風」と「台風を除く大気の諸現象」に区分します。該当するものをすべて記入してください。地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）には、路面状況や地面温度等を含みます。

ハ 予報期間

予報を行おうとする期間を記入してください。予報を行おうとする期間に対応した予報資料を収集する必要があります。収集する予報資料に応じて、「1日間先から」などのように期間の始期を定めてください。終期までの全期間を対象とする場合は、始期を定める必要はありません。

② 対象とする区域

予報業務を行う最大の範囲を記入してください。行政区画等の区域や道路、鉄道、河川等により区分された区域については当該行政区画等の名称によるものとし、それ以外の場合は地図上の表示によるものとし、明確に区分できるように記載してください（44～45 ページの例を参照）。

記入例	解説
「全国」	日本全域（沿岸域も含む）を対象とする場合。
「東北地方、九州地方」	複数県を含んだ区域（沿岸域も含む）を対象とする場合。 ※含まれる県の定義が曖昧な地方名や都道府県の境界線と一致しない地方名は用いない。
「〇〇県」	都道府県（沿岸域も含む）を対象とする場合。
「〇〇市」 「〇〇県〇〇市(町)(村)」	市町村（沿岸域も含む）を対象とする場合。 ※県庁所在地又は政令指定都市以外の市町村の場合は都道府県名から記述してください。

「北緯○度東経○度、北緯○度東経○度…で囲まれた区域」	点で囲んで区域を表す場合 ※陸上だけでなく、沖合の海上予報も行う場合など。
「全国及び東経○度、東経○度、北緯○度、北緯○度の線により限られた海域」	緯経線で囲んで区域を表す場合 ※陸上だけでなく、沖合の海上予報も行う場合など。

※「沿岸域」とは、海岸線からおおむね20海里（約37km）以内の海域をいいます。

3. 予報業務の開始の予定日

許可を受けようとする予報業務（複数の現象の許可を受ける場合は、そのうち最初に実施する予報業務）を開始する予定の日を記入してください。なお、申請中にこの予定日を過ぎたとしても予報業務の許可がなされるまでは予報業務を実施することはできません。

F. 予報業務計画書

予報業務計画書（気象等）

記入例

1. 事業所の名称及び所在地

事業所名	△△△△株式会社
所在地	東京都世田谷区◇◇1-2-3

2. 予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

予報事項							発表時刻	予想の方法
目的	予報する現象	予報する項目	予報する要素	予報期間	対象とする区域	最小単位		
契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供	気象	台風を除く大気の諸現象	降水量、発雷確率	12時間先まで（1時間ごと）	全国	全国合成レーダーのメッシュ	毎正時	力学的手法 運動学的手法
			天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量	1日間先から15日間先まで（1日間ごと）	全国	市町村	17時	力学的手法
			気温	7日間先から1か月先まで（7日間ごと）	全国	都道府県	木曜14時	統計的手法
			熱帯低気圧の活動度	1か月先まで（1か月ごと）	全国及び東経180度、東経100度、緯度0度、北緯60度の線により限られた海域	緯度経度5度×5度のメッシュ	4～9月の毎月第2金曜15時	力学的手法 統計的手法
		台風	中心位置、中心気圧、最大風速	6時間先から5日間先まで（6時間ごと）	全国及び東経180度、東経100度、緯度0度、北緯60度の線により限られた海域	-	10時22時	力学的手法
	地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）	路面状況	1日間先から3日間先まで（12時間ごと）	北海道地方、東北地方	市町村	17時	力学的手法 統計的手法	

3. 収集する予報資料の内容及びその方法

収集する予報資料	入 手 の 方 法	
資 料 内 容	入 手 先	通信回線
気象衛星画像 アメダス（10分） 全国合成レーダー-GPV（5分） 降水短時間予報 GPV 府県天気予報 府県気象情報 メソモデル GPV 全球モデル GPV（全球域・日本域） 1か月アンサンブル数値予報モデル GPV GSM ガイダンス（格子形式） 府県週間天気予報 地方季節予報（1か月） 1か月予報ガイダンス	(一財)気象業務支援センター	I P - V P N
ヨーロッパ中期予報センター全球モデル GPV 米国国立環境予測センター全球モデル GPV	(株)〇〇〇〇	インターネット
独自数値予報モデル	△△△△株式会社	社内LAN
届出観測所実況	(社)▲▲▲農業振興会	専用線

4. 入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

警報・注意報の内容		入 手 の 方 法	
種 類	発 表 官 署	入 手 先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
全種類	全国の気象官署	(株)〇〇〇〇	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又はFAXにより代替

<記入要領>

現象の予想を実際に担当する事業所ごとに作成してください。

1. 事業所の名称及び所在地

- ・予報業務を行う事業所の名称及び所在地を記入してください。
- ・支社に現象の予想を行わせる場合、支社が事業所となります。
- ・他社（□□社）の機器や気象資料を借用して□□社内で予報業務を行う場合は、事業所の名称、所在地は□□社のものを記入し、事業所名の後に「（借用）」と付記してください。
- ・上記の事業所の所在地以外にある場所にてリモートアクセス環境により予報業務を行う場合は、当該所在地を「その他の実施場所の所在地」として所在地を記入してください。なお、場所を特定せずに予報業務を行う場合は、当該所在地は「不定の場所」と記入してください。

例

事業所名	△△△△株式会社 大阪支社
所在地	大阪府◇◇ 1 - 2 - 3
その他の実施場所 の所在地	大阪府〇〇 4 - 5 - 6 (▽▽放送株式会社報道部 (借用)) 京都府◎◎ 7 - 8 - 9 (気象 花子 (自宅)) 不定の場所

2. 予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

申請書に記載した「予報業務の目的及び範囲」のうち、当該事業所が担当するものを、以下のとおり具体的に記入してください。

(1) 予報事項

① 目的

気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）の許可においては、「契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供」と記入してください。

② 予報する現象

気象と地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）のいずれか又は両方を記入してください。気象については、予報を行おうとする項目として、「台風」と「台風を除く大気の大気諸現象」に区分します。該当するものをすべて記入してください。

③ 予報する要素

気象の「台風を除く大気の大気諸現象」においては、天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量、湿度、雷、降水確率、気圧、視程、熱帯低気圧の活動度など、気象の「台風」においては、台風の大きさ、強さ、存在地域、中心位置、予報円の中心、予報円の半径、進行方向・速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、強風域、暴風域、暴風警戒域など、地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）においては、路面状況、路面温度など、予報を行おうとする具体的な要素をすべて記入してください。

④ 予報期間

収集する予報資料に基づいて予報を行おうとする期間（最短から最長）について、予報する要素毎に記入してください。また、予報の時間刻みの最小単位について括弧書きで記入してください。

⑤ 対象とする区域・最小単位

予報業務許可申請書で記入した対象区域と、その対象区域をどのような予報区域に細分するか（予報区域の最小単位）が分かるように記入してください。標準的な記入例を以下に示します。予報業務計画書内に記載することが難しい場合は、別表や別図に記載してください。

記入例		解説
対象区域	最小単位	
全国	市区町村	全国を対象とし、市区町村単位で予報を行う場合。

全国	都道府県	全国を対象とし、都道府県単位で予報を行う場合。
〇〇地方	市町村	〇〇地方を対象とし、市町村単位で予報を行う場合。
〇〇県	市町村	〇〇県を対象とし、市町村単位で予報を行う場合。
全国	GSM メッシュ単位	全国を対象とし、GSM メッシュ単位で予報を行う場合。
別表に示す区域	別表に示す市区町村単位	文章での表現が難しい場合には別表（図）を使って表現する。
別図に示す区域	別図に示す最小単位	
別図に示す海域	別図に示す最小単位	文章での表現が難しい場合には、別図を使って表現する。

（２）発表時刻

予想を発表する時刻又は時間帯をすべて記入してください。24 時間体制で業務を行う場合は「随時」と記入しても構いません。また、年間において発表を行う期間が限定される場合は「〇月～〇月のみ」などと記入してください。

（３）現象の予想の方法

以下の例に従い、予想に用いる手法を記入してください。

記入例	解説
「力学的手法」	微分型の熱流体力学方程式を積分して解く手法。いわゆる数値予報モデルを用いる場合。
「統計的手法」	数値予報モデルの結果等を入力値として過去の統計資料から得た予測式を用いる手法
「運動学的手法」	数時間先までの予報で、過去における複数の時間の観測結果からパターン処理等により、今後の推移を予想する手法
<p>※時間積分を用いない機械学習等のAI手法は、その目的に応じて、統計的手法又は運動学的手法として扱います。</p> <p>※予想の手法は、予測技術の進歩に応じて適宜見直します。</p> <p>※気象予報士設置基準について設置基準緩和型の適用を受け「予報資料の解析の手法に関する資料」を提出する場合は、予想の方法には「予報資料の解析の手法のとおり」と記入してください。</p>	

3. 収集する予報資料の内容及びその方法

（１）収集する予報資料

当該事業所において予報業務を適確に遂行するために必要不可欠な予報資料の内容を具体的に記入してください。参考として入手する資料（欠けたとしても予報業務の遂行に支障がないもの）は記載する必要ありません。領域区分単位で資料を入手する場合は、入手している領域がわかるように注釈を記載してください。

気象庁以外の者が作成する予報資料を用いても構いませんが、当該予報資料が、観測の成果を基に自然科学的方法によって予想されることが分かる説明及び予報を行う現象、予報の期間、対象区域に適切に対応していることが分かる説明（諸元等）を記載した資料を添付してください。

（２）現地観測値を収集する場合

予報資料として、気象庁以外の者が設置する観測施設による現地観測値を収集する場合は、下記イ～ハの事項を記載した書類を添付してください。申請者以外の者が保有する観測施設の場合は、下記のほか、観測値の入手権原があることを示す書類（施設保有者との契約書等）を添付してください。

イ 観測施設の概要

- ・観測施設の所在地
- ・観測施設の明細（機器の構成、探知範囲など）
- ・観測の種目及び時刻

（補足）法第 6 条第 3 項前段の規定により観測の届出がなされている場合（他者が設置した気象測器から現地観測値を収集する場合も含まれます）には、届出書の写しを添付するだけで結構です。

ロ 気象測器の検定証書の写し（検定対象測器に限る）

ハ 測器の仕様書等、その性能を示す資料（検定対象外測器）

法第 9 条第 2 項に規定する補完観測を予報業務に用いる場合は、別途定める「補完観測を予報業務に使用するための確認に関する審査基準」により気象庁長官の確認を受ける必要があります。補完観測については、予報業務計画書に記載する必要はありません。

（３）入手の方法

①②について記入するとともに、③の書類を添付してください。

①入手先

（一財）気象業務支援センター、株式会社〇〇〇〇等、直接の入手先を記入してください。

②通信回線

使用する通信回線名を記入してください（専用線、IP-VPN、インターネット等）

③予報資料を配信する事業者との契約書等の写し

予報資料の収集は、適確に実施される必要があります。資料の提供者との契約書等の写しを提出してください。

４．警報事項の内容及び入手の方法

（１）警報の内容

①種 類

「気象」「海上警報（全般）」「海上警報（地方）」を記入してください。すべての種類を受信する場合は、「全種類」と記入して結構です（（一財）気象業務支援センターから受信する場合は「全種類」が提供されます）。

②発表官署

「全国の気象官署」「〇〇地方気象台」等、どの気象官署が発表する警報・注意報を入手するか記入してください。

(2) 入手の方法

①入手先

（一財）気象業務支援センター、株式会社〇〇〇等、直接の入手先を記入してください。

②通信回線及び通信方式、通信障害時の代替手段

ア 通信回線

使用する通信回線を記入してください（専用線、IP-VPN、インターネット等）。

イ 通信方式

使用する通信方式を記入してください（ファイル転送（put）、気象庁ソケット通信等）。

ウ 不達時の対応

通信エラー等により、警報事項が申請者に伝達されない場合（不達時）の対応について記入してください（「自動再送又はFAXにより代替」、「自動再送又は電話により代替」等）。

③警報を配信する事業者との契約書等の写し

配信事業者から入手することが分かる書類（受信契約書の写し等）を添付してください。

G. 気象予報士名簿

気 象 予 報 士 名 簿 (気象等)			
記入例			
事業所名	△△△△株式会社		
専 任 気 象 予 報 士			
氏 名	登録番号	氏 名	登録番号
気象 太郎	第22222号	気象 花代 (他社)	第66666号
気象 次郎	第33333号		
気象 花子	第44444号		
気象 三郎	第55555号		

<記入要領>

- ・事業所ごとに上記の例を参考に気象予報士名簿を作成してください。

- ・気象予報士は、自社社員に限らず、労働派遣契約や業務委託契約に基づく他社の気象予報士でも構いませんが、この場合は該当する氏名の右に「（他社）」と記入し、各契約に関する契約書等の写しを添付してください。

H. 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要

記入例

要員の配置の状況及び勤務の交替の概要（気象等）

事業所名：△△△△株式会社

	00	03	06	09	12	15	18	21	24
月				A ←○	○→				
						B ←○	○→		
							E ←○	○→	
火				D ←○	○→				
						A ←○	○→		
							E ←○	○→	
水				C ←○	○→				
						D ←○	○→		
							E ←○	○→	
木				B ←○	○→				
						C ←○	○→		
							E ←○	○→	
金				A ←○	○→				
						B ←○	○→		
							C ←○	○→	
土				D ←○	○→				
						A ←○	○→		
							B ←○	○→	
日				C ←○	○→				
						D ←○	○→		
							E ←○	○→	

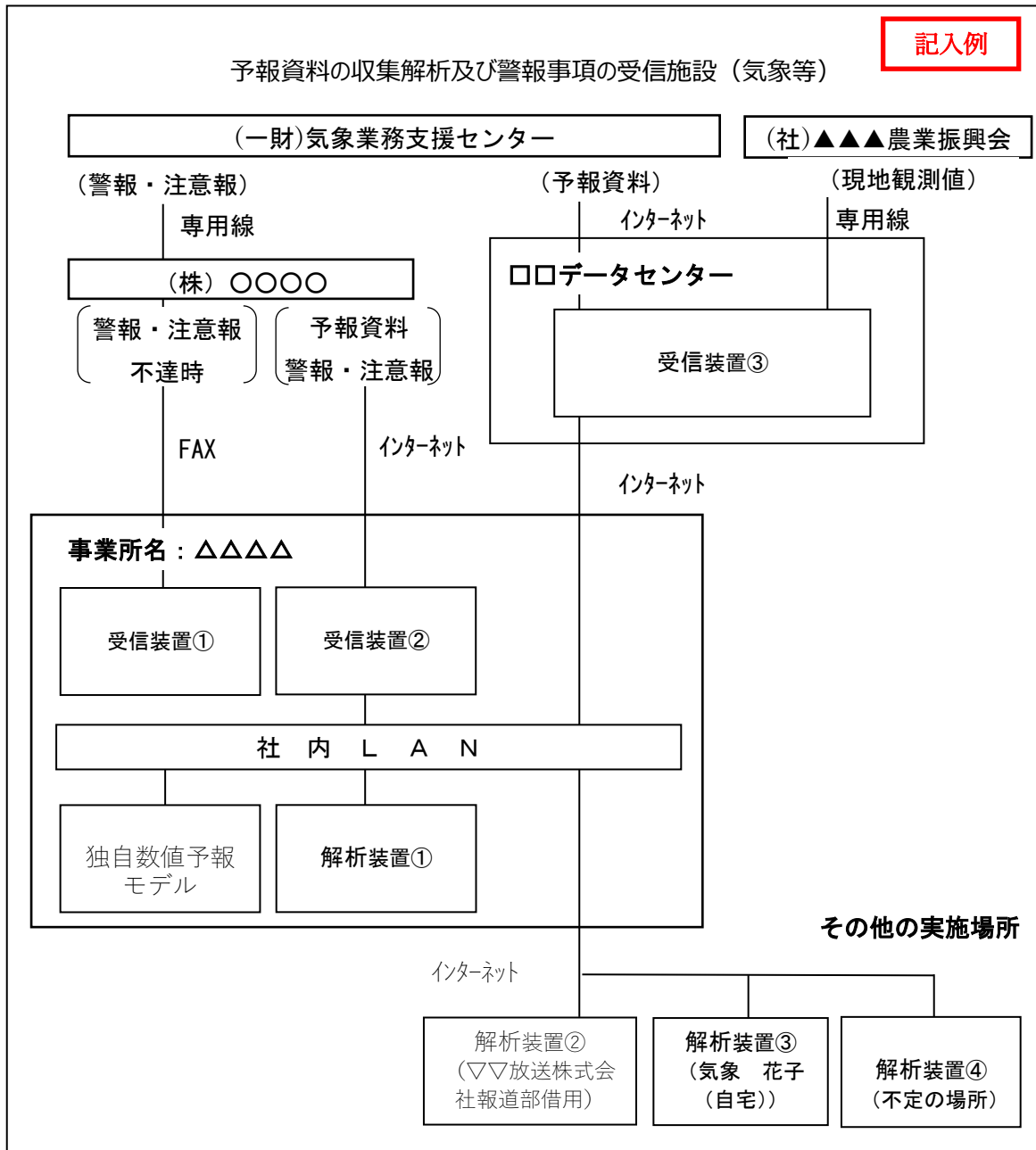
○は、予報発表時刻をさす。 ←随時発表の場合は○印は不要

A, B, C, D, Eは、専任気象予報士、予報資料の収集・解析の要員、警報事項を受ける要員をさす。

<記入要領>

- ・事業所ごとに作成してください。
- ・各気象予報士が何時から何時まで現象の予想作業を行うのか、矢印で表現してください。
- ・上表の予報発表時間は、予報業務計画書に記載された予報発表時刻と整合が取れていることが必要です。

I. 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設



<記入要領>

- ・情報の作成者から事業所までの伝達経路と通信回線及び事業所内の機器構成を記入してください。
- ・観測資料、予報資料、警報事項の入手先はすべて記入してください。
- ・予報業務に使用するコンピュータは全て記入し、各機器の用途を「受信装置」「解析装置」などのように記入してください。
- ・他社の施設を借用して業務を行う場合は、当該施設保有者との施設利用に係わる契約書など、確実に施設を使用できることを証する書類を添付してください。

J. 予報業務計画書に添付する図表類の例

予報業務計画書に記載することが難しい場合は、別表や別図にて提出してください。

① 予報の対象とする区域の例 1（表形式）

予報の対象とする区域	別表 1
	記入例
予想する現象：	
①降水量（12 時間先まで）	
②天気、気温、風向、風速、降雪量（1 日間先から 15 日間先まで）	
③気温（7 日間先から 1 か月先まで）	
予報の対象とする区域	予想する現象
〇〇県	①
□□県	②
△△地方	③

- ・アメダス地点における予報を発表する場合は、別表には記載せず、予報業務計画書に最小単位がアメダス地点であることを記載してください。
- ・予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作表してください。
- ・予報業務許可申請書の「予報の対象とする区域」及び予報業務計画書の「予報期間」「予想する現象」と上表との整合が取れている必要があります。

②予報の対象とする区域の例 2 (図形式)

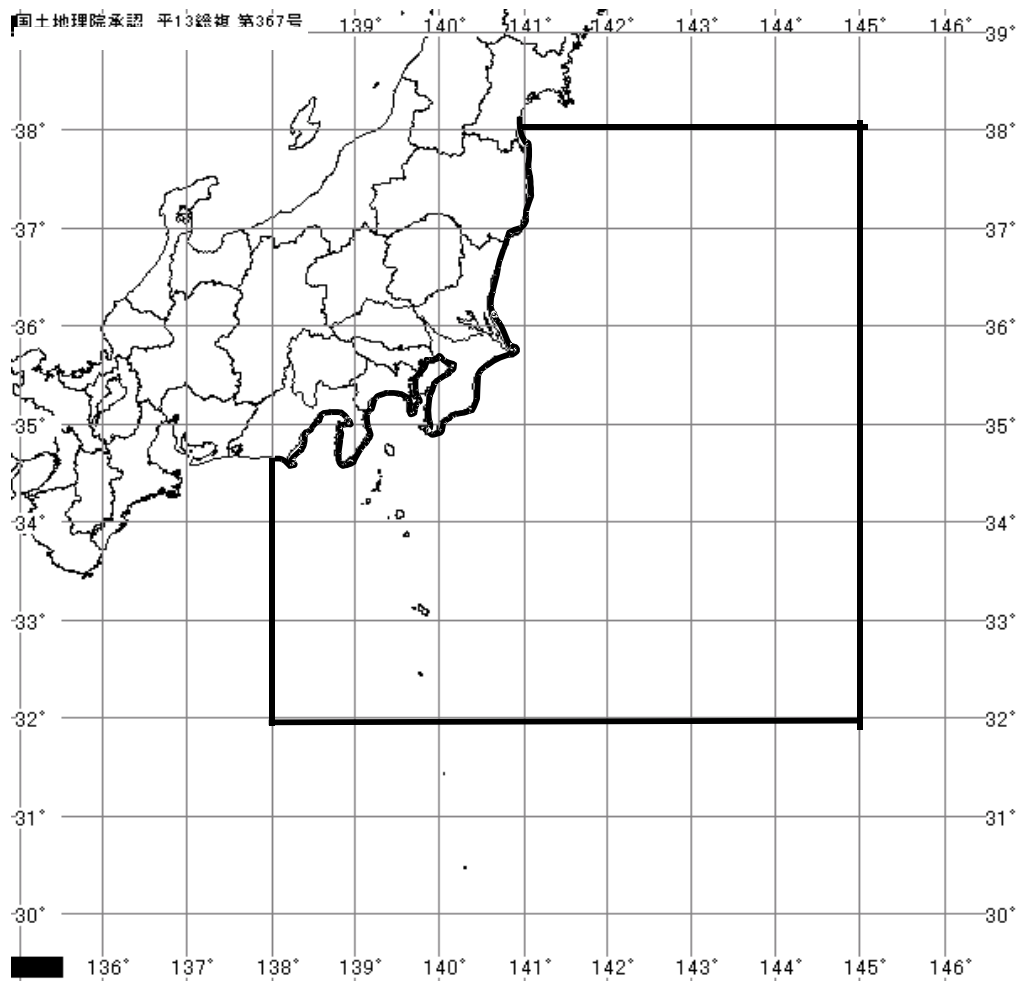
別図 1

記入例

予報の対象とする区域

予想する現象：天気、風向、風速（1 日間先から 15 日間先まで）

予報対象区域：以下の太線で示した海域。区域の最小単位は、
G S M（日本域）の格子点間隔とする。



- ・モデルの格子点間隔ごとに予報を発表する場合で、その範囲を予報業務計画書に記載しない場合は、記入例に倣って記載してください。
- ・予報の対象とする区域の最小単位（分解能）が分かるように作図してください。
- ・予報業務許可申請書の「予報期間」「予報の対象とする区域」と上図との整合が取れている必要があります。

2. 予報業務変更認可申請

以下に示す要領で必要書類を作成してください。

A. 予報業務変更認可申請書

<予報業務変更認可申請書 記入例①>

許可を受けている気象の予報期間を延長する場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日																			
予報業務変更認可申請書																			
記入例																			
気象庁長官 〇 〇 〇 〇 殿																			
△△△△株式会社 代表取締役社長 気 象 花 子																			
押印不要																			
気象業務法第 19 条第 1 項の規定により予報業務の変更認可を受けたいので、同法施行規則第 11 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。																			
記																			
1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所 名 称 △△△△株式会社 代表者氏名 代表取締役社長 気象 花子 住 所 東京都世田谷区◇◇一丁目 2 番 3 号																			
2. 変更しようとする事項 「新」 (気象)																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">目的</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">範 囲</th> <th rowspan="3" style="width: 20%;">対象とする区域</th> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">予報の種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">予報する現象</th> <th style="width: 15%;">予報する項目</th> <th style="width: 15%;">予報期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; font-size: small;"> 契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供 </td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">気象</td> <td style="text-align: center;">台風を除く大気の諸現象</td> <td style="text-align: center;">6 か月先まで</td> <td style="font-size: small;">全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">台風</td> <td style="text-align: center;">6 時間先から 5 日間先まで</td> <td style="font-size: small;">全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域</td> </tr> </tbody> </table>	目的	範 囲			対象とする区域	予報の種類			予報する現象	予報する項目	予報期間	契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供	気象	台風を除く大気の諸現象	6 か月先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域	台風	6 時間先から 5 日間先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域
目的		範 囲				対象とする区域													
		予報の種類																	
	予報する現象	予報する項目	予報期間																
契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供	気象	台風を除く大気の諸現象	6 か月先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域															
		台風	6 時間先から 5 日間先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域															

(地象(地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。))

目的	範囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	
者特法約く契 への定人々に個約 の多及基に、基 提供数のびづく契 の不く契	地象(地震動、火山現象 及び土砂崩れを除く。)	1日間先から3日間先 まで	北海道地方、東北地方

「旧」

(気象)

目的	範囲			
	予報の種類			対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	予報期間	
数の者への提供 法人及び不特定多 人、契約に基づく個 人、契約に基づく個	気象	台風を除く大気の 諸現象	1か月先まで	全国及び東経180度、東経 100度、緯度0度、北緯60 度の線により限られた海域
		台風	6時間先から 5日間先まで	全国及び東経180度、東経 100度、緯度0度、北緯60 度の線により限られた海域

(地象(地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。))

目的	範囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	
者特法約く契 への定人々に個約 の多及基に、基 提供数のびづく契 の不く契	地象(地震動、火山現象 及び土砂崩れを除く。)	1日間先から3日間先 まで	北海道地方、東北地方

3. 変更の予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4. 変更の概要

台風を除く大気の諸現象の予報期間を1か月先までから6か月先までに延長する。

<予報業務変更認可申請書 記入例②>

許可を受けている気象及び地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）に加え、新たに高潮の予報業務の許可を受ける場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日

予報業務変更認可申請書

気象庁長官

〇 〇 〇 〇 殿

△△△△株式会社

代表取締役社長 気 象 花 子

気象業務法第 19 条第 1 項の規定により予報業務の変更認可を受けたいので、同法施行規則第 11 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所

名 称 △△△△株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 気象 花子

住 所 東京都世田谷区◇◇一丁目 2 番 3 号

2. 変更しようとする事項

「新」

(気象)

目的	範 囲			
	予報の種類			対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	予報期間	
契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供	気象	台風を除く大気の諸現象	1 か月先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域
		台風	6 時間先から 5 日間先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域

(地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）)

目的	範囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	
者特法約く契 への定人に個人に 提供の数及びつ、 の提供のなく契	地象（地震動、火山現象 及び土砂崩れを除く。）	1 日間先から 3 日間先 まで	北海道地方、東北地方

(高潮)

目的	範囲			
	予報の種類			対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	予報期間	
気象業務法第 19 条の 3 の規定により説明を受 けた者への提供	高潮	潮位	2 日間先まで	全国の沿岸

「旧」

(気象)

目的	範囲			
	予報の種類			対象とする区域
	予報する現象	予報する項目	予報期間	
数の者への提供 法人及び不特定多 人、契約に基づく個 人、契約に基づく個	気象	台風を除く大気の 諸現象	1 か月先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域
		台風	6 時間先から 5 日間先まで	全国及び東経 180 度、東経 100 度、緯度 0 度、北緯 60 度の線により限られた海域

(地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）)

目的	範囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	
者特法約く契 への定人に個人に 提供の数及びつ、 の提供のなく契	地象（地震動、火山現象 及び土砂崩れを除く。）	1 日間先から 3 日間先 まで	北海道地方、東北地方

3. 変更の予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

4. 変更の概要

新たに高潮の予報業務を開始する。

<記入要領>

1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所

予報業務許可申請書の記入例を参考にしてください。

2. 変更しようとする事項

現在許可を受けているすべての現象の目的及び範囲を「旧」、追加または変更を反映したすべての現象の目的と範囲を「新」とし、変更となる目的及び範囲の箇所をアンダーラインで示してください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

3. 変更の予定日

変更の認可を受けようとする業務のいずれかを最初に実施する予定の日を記入してください。なお、申請中にこの予定日を過ぎたとしても予報業務の変更認可がなされるまでは、新しい目的及び範囲での予報業務を実施することはできません。

4. 変更の概要

主な変更点を記入してください。

B. 予報業務計画書

<予報業務計画書 記入例①>

予報業務計画書（気象等）							「新」	
1. 事業所の名称及び所在地								
事業所名	△△△△株式会社							
所在地	東京都世田谷区◇◇1-2-3							
2. 予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法								
予報事項							発表時刻	予想の方法
目的	予報する現象	予報する項目	予報する要素	予報期間	対象とする区域	最小単位		
契約に基づく個人契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供	気象	台風を除く大気の諸現象	降水量、発雷確率	12時間先まで（1時間ごと）	全国	全国合成レーダーのメッシュ	毎正時	力学的手法 運動学的手法
			天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量	1日間先から15日間先まで（1日間ごと）	全国	市町村	17時	力学的手法
			気温	7日間先から1か月先まで（7日間ごと）	全国	都道府県	木曜14時	統計的手法
			気温	1か月先から6か月先まで（1か月ごと）	全国	都道府県	毎月1日14時	統計的手法
			熱帯低気圧の活動度	1か月先から6か月先まで（1か月ごと）	全国及び東経180度、東経100度、緯度0度、北緯60度の線により限られた海域	緯度経度5度×5度のメッシュ	4～9月の毎月第2金曜15時	力学的手法 統計的手法
	台風	中心位置、中心気圧、最大風速	6時間先から5日間先まで（6時間ごと）	全国及び東経180度、東経100度、緯度0度、北緯60度の線により限られた海域	-	10時22時	力学的手法	
	地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）	路面状況	1日間先から3日間先まで（12時間ごと）	北海道地方、東北地方	市町村	17時	力学的手法 統計的手法	

3. 収集する予報資料の内容及びその方法

収集する予報資料	入 手 の 方 法	
資 料 内 容	入 手 先	通信回線
気象衛星画像 アメダス (10分) 全国合成レーダー-GPV (5分) 降水短時間予報 GPV 府県天気予報 府県気象情報 メソモデル GPV 全球モデル GPV (全球域・日本域) 1か月アンサンブル数値予報モデル GPV 6か月アンサンブル数値予報モデル GPV GSM ガイダンス (格子形式) 府県週間天気予報 地方季節予報 (1か月) 1か月予報ガイダンス	(一財)気象業務支援センター	I P - V P N
ヨーロッパ中期予報センター全球モデル GPV 米国国立環境予測センター全球モデル GPV	(株)〇〇〇〇	インターネット
独自数値予報モデル	△△△△株式会社	社内 L A N
届出観測所実況	(社)▲▲▲農業振興会	専用線

4. 入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

警報・注意報の内容		入 手 の 方 法	
種 類	発 表 官 署	入 手 先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
全種類	全国の気象官署	(株)〇〇〇〇	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不 達 時：自動再送又は FAX により代替

予報業務計画書（気象等）

「旧」

1. 事業所の名称及び所在地

事業所名	△△△△株式会社
所在地	東京都世田谷区◇◇1-2-3

2. 予報事項、発表時刻及び現象の予想の方法

予報事項							発表時刻	予想の方法
目的	予報する現象	予報する項目	予報する要素	予報期間	対象とする区域	最小単位		
契約に基づく個人、契約に基づく法人及び不特定多数の者への提供	気象	台風を除く大気の諸現象	降水量、発雷確率	12時間先まで（1時間ごと）	全国	全国合成レーダーのメッシュ	毎正時	力学的手法 運動学的手法
			天気、気温、風向、風速、降水量、降雪量	1日間先から15日間先まで（1日間ごと）	全国	市町村	17時	力学的手法
			気温	7日間先から1か月先まで（7日間ごと）	全国	都道府県	木曜14時	統計的手法
			熱帯低気圧の活動度	1か月先まで（1か月ごと）	全国及び東経180度、東経100度、緯度0度、北緯60度の線により限られた海域	緯度経度5度×5度のメッシュ	4～9月の毎月第2金曜15時	力学的手法 統計的手法
		台風	中心位置、中心気圧、最大風速	6時間先から5日間先まで（6時間ごと）	全国及び東経180度、東経100度、緯度0度、北緯60度の線により限られた海域	-	10時22時	力学的手法
	地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。）	路面状況	1日間先から3日間先まで（12時間ごと）	北海道地方、東北地方	市町村	17時	力学的手法 統計的手法	

3. 収集する予報資料の内容及びその方法

収集する予報資料 資料内容	入手の方法	
	入手先	通信回線
気象衛星画像 アメダス（10分） 全国合成レーダー-GPV（5分） 降水短時間予報 GPV 府県天気予報 府県気象情報 メソモデル GPV 全球モデル GPV（全球域・日本域） 1か月アンサンブル数値予報モデル GPV GSM ガイダンス（格子形式） 府県週間天気予報 地方季節予報（1か月） 1か月予報ガイダンス	(一財)気象業務支援センター	I P - V P N
ヨーロッパ中期予報センター-全球モデル GPV 米国国立環境予測センター-全球モデル GPV	(株)〇〇〇〇	インターネット
独自数値予報モデル	△△△△株式会社	社内LAN
届出観測所実況	(社)▲▲▲農業振興会	専用線

4. 入手する警報・注意報の内容及び入手の方法

警報・注意報の内容		入手の方法	
種類	発表官署	入手先	通信回線及び通信方式 不達時の対応
全種類	全国の気象官署	(株)〇〇〇〇	通信回線：インターネット 通信方式：ファイル転送(put)方式 不達時：自動再送又はFAXにより代替

<記入要領>

「1. 予報業務許可申請」における記入要領を参考に作成してください。

計画書内容を変更する場合は、変更前の計画書を「旧」、変更後の計画書を「新」とし、変更箇所をアンダーラインで示してください（追加部分は「新」に、削除部分は「旧」に、内容変更部分は「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

新たな現象を追加する場合は現象ごとに予報業務計画書を作成してください。複数の現象を一つの計画書にまとめて記載しないようにしてください。

- C. 気象予報士名簿
- D. 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要
- E. 観測施設の概要
- F. 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要

<C から F の記入要領>

「1. 予報業務許可申請」における記入例及び記入要領を参考に作成してください。

変更前を「旧」、変更後を「新」とし、変更箇所をアンダーラインで示してください（欄外の説明文について変更があれば、「新」「旧」両方にアンダーラインを引く）。

3. 予報業務変更報告

- (1) 許可を受けた者の氏名、名称又は住所の変更
(施行規則第 50 条第 1 項第 4 号に該当する場合)

令和〇〇年〇〇月〇〇日	
予報業務変更報告書	
記入例	
気象庁長官	
○ ○ ○ ○ 殿	
	△△△△株式会社 代表取締役社長□□□□
	押印不要
気象業務法施行規則第 50 条第 1 項第 4 号に該当する変更があったので、下記のとおり報告します。	
記	
1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所	
名 称	△△△△株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 □□□□
住 所	東京都台東区◇◇一丁目 2 番 3 号
2. 報告事項	
名称、住所の変更	
「新」	
名 称	△△△△株式会社
住 所	東京都台東区◇◇一丁目 2 番 3 号
「旧」	
名 称	▲▲▲▲株式会社
住 所	東京都世田谷区◇◇一丁目 2 番 3 号
3. 報告事由の発生の日	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	

<記入要領>

- ・報告事項は、「新」と「旧」をそれぞれ記入してください。
- ・報告事項を確認するため、登記事項証明書等の提出を求める場合があります。

(2) 定款（寄附行為）又は役員の変更
（施行規則第 50 条第 1 項第 5 号に該当する場合）

令和〇〇年〇〇月〇〇日	
予報業務変更報告書	記入例
気象庁長官 〇 〇 〇 〇 殿	△△△△株式会社 代表取締役社長□□□□
押印不要	
気象業務法施行規則第 50 条第 1 項第 5 号に該当する変更があったので、下記のとおり報告 します。	
記	
1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所	
名 称 △△△△株式会社	
代表者氏名 代表取締役社長 □□□□	
住 所 東京都台東区◇◇一丁目 2 番 3 号	
2. 報告事項	
定款	
代表者及び役員の変更	
「新」	
代表取締役社長 □□□□	
「旧」	
代表取締役社長 ■■■■	
3. 報告事由の発生の日	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	

<記入要領>

- ・定款（寄附行為）の変更の場合は、定款（寄付行為）（写しの場合は原本証明を付すこと）を添付してください。
- ・役員の変更の場合は、変更箇所にアンダーラインを引いた新旧の役員名簿を提出してください。
- ・代表者の変更も含まれる場合には、「新」と「旧」の代表者を記載してください。
- ・報告事項を確認するため、登記事項証明書等の提出を求める場合があります。

(3) 提出書類の記載事項変更
(施行規則第 50 条第 1 項第 6 号に該当する場合)

令和〇〇年〇〇月〇〇日	
予報業務変更報告書	記入例
気象庁長官 〇〇〇〇 殿	△△△△株式会社 代表取締役社長 □□□□
押印不要	
気象業務法施行規則第 50 条第 1 項第 6 号に該当する変更があったので、下記のとおり報告 します。	
記	
1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所	
名 称 △△△△株式会社	
代表者氏名 代表取締役社長 □□□□	
住 所 東京都台東区◇◇一丁目 2 番 3 号	
2. 報告事項	
以下の提出書類の記載事項変更	
(1) 予報業務計画書 (気象)	
(2) 気象予報士名簿 (気象)	
(3) 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要 (気象)	
(4) 観測施設の概要 (気象)	
(5) 予報資料の収集解析及び警報事項の受信施設の概要 (気象)	
3. 報告事由の発生の日	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	

<記入要領>

- ・予報業務許可書又は認可書の目的又は範囲内の変更に限ります。
- ・各提出書類の記入要領は、予報業務許可申請と同様です。

(4) 提出書類の記載事項変更

(気象予報士設置基準について設置基準緩和型の適用を受ける(施行規則第50条第1項第7号に該当)場合)

令和〇〇年〇〇月	記入例
予報業務変更報告書	
気象庁長官 〇〇〇〇 殿	△△△△株式会社 代表取締役社長 押印不要
気象業務法施行規則第50条第1項第7号に該当する変更を予定しているため、下記のとおり報告します。	
記	
1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所	
名 称 △△△△株式会社	
代表者氏名 代表取締役社長 □□□□	
住 所 東京都台東区◇◇一丁目2番3号	
2. 報告事項	
以下の提出書類の記載事項変更	
(1) 現象の予想の方法(気象)	
(2) 気象予報士名簿(気象)	
(3) 要員の配置の状況及び勤務の交替の概要(気象)	
3. 変更の予定日	
令和〇〇年〇〇月〇〇日	

<記入要領>

- ・予報業務許可書又は認可書の目的又は範囲内の変更に限ります。
- ・変更箇所がわかるように説明を付記してください。

4. 予報業務の休廃止届

許可を受けた業務の全部又は一部を休止したときは「予報業務休止届出書」を、予報業務を廃止したときは「予報業務廃止届出書」を、その日から 30 日以内に気象庁長官に届け出なければなりません（法第 22 条及び施行規則第 12 条）。

- 廃止届出書及び休止届出書の記入

届出書の記入に当たっては、次ページの記入例と記入要領を参考にしてください。

(1) 予報業務廃止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日	
予報業務廃止届出書	
記入例	
気象庁長官	
〇 〇 〇 〇 殿	
	△△△△株式会社 代表取締役社長□□□□
押印不要	
許可を受けた予報業務を廃止したので、気象業務法第22条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	
記	
1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所	
名 称	△△△△株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 □□□□
住 所	東京都台東区◇◇一丁目2番3号
2. 廃止した予報業務の範囲	
	許可を受けた予報業務の全部
3. 廃止の日	
	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4. 廃止の概要	
	業務内容の見直しに伴い、予報業務を廃止する。

・廃止した予報業務の範囲

「許可を受けた予報業務の全部」「許可を受けた予報業務のうち、気象の予報業務」等、廃止した予報業務の範囲を記入してください。

・廃止の概要

予報業務の廃止の概要を記入してください。

(2) 予報業務休止届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

予報業務休止届出書

記入例

気象庁長官

〇 〇 〇 〇 殿

△△△△株式会社

代表取締役社長□□□□

押印不要

許可を受けた予報業務を休止したので、気象業務法第22条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者の名称、代表者氏名及び住所

名 称 △△△△株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 □□□□

住 所 東京都台東区◇◇一丁目2番3号

2. 休止した予報業務の範囲

(地象(地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。))

目的	範囲		
	予報の種類		対象とする区域
	予報する現象	予報期間	
者特法約く契 へ定人に個約 の多及基人に 提数びつ、基 供のなく契	地象(地震動 火山現象 及び土砂崩れを除く。)	1日間先から3日間先 まで	東北地方

3. 休止の期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和△△年△△月△△日までの6か月間

4. 休止の概要

気象予報士及び予報提供に必要な要員が長期出張で不在となったため。

- ・休止した予報業務の範囲

休止した予報業務の目的及び範囲を記入してください。許可を受けている予報業務全てを休止する場合や現象単位で休止する場合は、「許可を受けた予報業務の全部」や「許可を受けた予報業務のうち、気象の予報業務」などと記入してください。許可を受けている予報業務の一部を休止する場合は、記入例を参考にその内容を記入してください（記入例は、許可を受けた対象とする区域のうち「東北地方」の予報を休止するもの）。

- ・休止の期間

休止期間は原則 1 年以内とします。

- ・休止の概要

予報業務の休止の概要を記入してください。

- ・その他

休止の期間中に、予報業務の再開又は廃止が決まった場合は連絡願います。

休止の期間中であっても、許可を受けた者の氏名、名称、住所、定款（寄附行為）、役員に変更があった場合は、予報業務変更報告書を提出してください。

VI. 遵守が求められる事項

法及び施行規則により、警報の禁止（法第 23 条）のほか、予報業務許可事業者は警報事項の伝達に努めること（法第 20 条）、予報事項等の記録（施行規則第 12 条の 2）についても、遵守が義務づけられます。また、法第 40 条の 2 において、予報業務の許可又は認可には条件を付すことができると定められており、具体的には施行規則第 49 条の 2 の規定に基づく「許可等の条件」を付すこととなります。以下に、気象等の予報業務の許可等の条件のほか、許可事業者に遵守が求められる事項について解説します。

なお、法及び施行規則における予報業務許可に係る規定については、下記を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/minkan/hourei.pdf>

■ 気象業務法

（警報の制限）

第二十三条 気象庁以外の者は、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

防災上の混乱を防ぐ観点から、気象庁以外の者は、警報をしてはならないことが法第 23 条に定められています。

（警報事項の伝達）

第二十条 許可を受けた者は、当該予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を当該予報業務の利用者に迅速に伝達するように努めなければならない。

許可事業者の予報業務の利用者が、気象庁が発表する警報事項を認識して必要な防災行動をとることができるよう、許可事業者は、その予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項について、利用者へ迅速に伝達するよう努めてください。

■ 気象業務法施行規則

（予報事項等の記録）

第十二条の二 法第十七条第一項の許可を受けた者は、予報業務を行った場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を二年間保存しなければならない。

- 一 予報事項の内容及び発表の時刻
- 二 法第十九条の二各号のいずれかに該当する者にあつては、予報事項に係る現象の予想を行った気象予報士の氏名
- 三 気象庁の警報事項の利用者への伝達の状況（当該許可を受けた予報業務の目的及び範囲に係るものに限る。）

予報業務を行った場合は、その予報事項の内容及び発表の時刻、警報事項の伝達の状況について記録し、二年間保存する必要があります。予報事項の内容については、発表した予報そのものだけでなく、その予報を再現するのに必要な資料でも構いません。保存の状況につ

いては、定期的実施している立入検査にて確認します。

■ 気象等の予報業務の許可等に付す条件

許可事業者は、施行規則第 49 条の 2 の各号の規定

第四十九条の二 法第十七条第一項の許可又は法第十九条第一項の認可には、次に掲げる事項に関して必要な条件を付することができる。

- 1 気象庁の注意報に係る予報事項、台風の予報事項その他の事項の伝達に関すること。
- 2 前号に掲げるもののほか、予報業務の適確な遂行のために必要な事項に関すること。

に基づき、以下の許可等に付す条件を遵守しなければなりません。

- 1 予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の注意報事項を利用者に迅速に伝達するよう努めること。

法第 20 条に規定される予報業務の目的及び範囲に係る警報事項の伝達努力義務に加え、注意報についても、利用者へ迅速に伝達するよう努めてください。

- 2 気象庁の特別警報、警報、注意報その他これらに紛らわしい名称を用いないこと。

法第 23 条により、気象庁以外の者は警報をしてはなりません。気象庁が行う警報や注意報と誤解されるような紛らわしい名称についても、防災上の混乱を防ぐ観点から、許可事業者が行う予報業務においては、使用できません。

- 3 現象の予想の精度や不確実性に関する補足事項を利用者に伝達すること。

気象の予報においては予報期間が長くなるほど不確実性が大きくなり、精度には限界があります。一例を挙げると、日本のような中緯度においては、日々の気象の変動は総観規模擾乱の発達や移動に大きく影響されますが、予報期間が長くなると総観規模擾乱の予測は困難になり、例えば 10 日先の日別の予報と明日や明後日の予報とでは、精度に大きな差が生じます。このような予報期間に応じた精度の違いを理解することは、予報を適切に利用するうえで不可欠ですので、利用者への配慮として、予想の精度や不確実性に関する補足的な情報を伝達することを求めるものです。

例として、気象庁の週間天気予報では、信頼度を A、B、C の三段階で表示するとともに、最高最低気温は予測の幅とともに示しています。また 1 か月予報などの季節予報についての解説では、次のように予報の不確実性について留意すべき点を説明しています。

週間天気予報では 1 週間先までの日単位の天気を予報しますが、1 週間より先になると日々の天候を左右するような移動性の低気圧や高気圧の予測が困難になりますので、季節予報では 1 週間や 1 か月間を平均した大まかな天候を予報します。また、局地的な天候を予測することも困難になるため、北海道地方や東北地方といった地域の平均的な天候を予測します。季節予報では、予測の不確実さを表現するために確率表現を用いています。

4 台風であるかどうかの別及び台風の名称は、気象庁の予報事項に従うこと。

予報業務の許可を受けた者が、気象庁が発表する台風の名称と異なる名称を用い、それが流布された場合、防災対応に混乱を来す恐れがあります。台風の名称は発生順に付されますので、複数の熱帯低気圧がある場合に台風になる順番、すなわち台風であるかどうかの別は名称と直結しています。また、北西太平洋及び南シナ海においては、世界気象機関（WMO）から指名された熱帯低気圧に関する地区特別気象センターである気象庁が解析した結果に基づいて各国気象機関が自国向けの情報を作成することになっており、台風であるかどうかの別及び台風の命名は専ら気象庁に委任された国際的な責務として、混乱の生じないよう適確に提供されなければなりません。これらのことから、許可事業者が行う予報業務においては、台風であるかどうかの別及び台風の名称について、気象庁の予報事項に従うことを求めるものです。なお、ここで、台風の名称とは、気象庁が発表する台風の番号及び台風のアジア名を指します。

5 台風（台風となるおそれがある低気圧を含む。）の情報について公衆に伝達（※）する場合は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること。

台風は広域的な災害発生と密接に関連することから、複数の異なる内容の情報が流布され、気象庁の情報との違いを十分認識しない者がこれを利用しようとした場合、防災対応に支障をきたす恐れがあります。これを防ぐため、予報業務許可事業者が台風に関する情報を公衆が閲覧可能な形で伝達する場合、気象庁が発表する情報の解説の範囲に留めていただくことを基本とします。一方、携帯電話のアプリや認証機能付きのウェブサイト等を通じて提供される会員向けサービス等の形態であれば、許可事業者から伝達される情報であることを能動的に認識した者が閲覧すると想定され、上のような懸念は小さいことから、公衆向けとはみなされず、気象庁が発表する情報とは異なる内容であっても伝達することができます。

なお、気象の予報業務許可においては、予報を行おうとする項目として、「台風」と「台風を除く大気諸現象」とに区分することとしていますので、独自の台風予報を行おうとする事業者は、「台風」を範囲に含む予報業務許可を受ける必要があります。

(※) 台風に関する許可等の条件に関連する具体例

許可等の条件「台風（台風となるおそれがある低気圧を含む。）の情報について公衆に伝達する場合は、気象庁の情報の解説の範囲に留めること。」において「公衆に伝達」に当てはまる提供形態の例を示します。

提供形態の具体例	公衆に伝達
利用者との個別の契約による提供	—
携帯電話アプリや認証機能付きウェブなどによる会員向け情報サービス	—
ウェブ上で説明事項等を表示し簡易な確認手順を経て情報が提供されるもの	○
アクセス制限のないウェブ上での提供	○
テレビ、ラジオ、新聞などのメディアでの提供	○

以下では、台風に関する許可等の条件に基づき、予報業務許可事業者が

- ① 伝達できる情報の例（独自の台風情報とはみなされず、かつ台風であるかどうかの別及び台風の名称が気象庁の発表と異なる場合）
- ② 伝達できない情報の例（台風であるかどうかの別及び台風の名称が気象庁の発表と異なる場合）
- ③ 公衆向けには伝達できない情報の例（独自の台風情報であって、かつ台風であるかどうかの別及び台風の名称が気象庁の発表に従っている場合）

を以下に示します。個別の事例について、判断に迷う場合は、気象庁情報基盤部情報利用推進課へお問い合わせください。なお、ここで言う台風とは、台風となるおそれがある低気圧、すなわち気象庁が 24 時間以内に台風になると予想する低気圧を含むことに留意してください。

	情報形態の具体例	備考
① 伝達可	気象庁の台風情報の解説の範囲にとどまるもの	
	気象庁が台風としていない低気圧について、具体的な日時を明示することなく「今後台風に発達する可能性がある」等の見通しを示す	具体的な日時に言及していないので予報とみなさない。具体的な日時に言及する場合は予報とみなされ、公衆への提供はできない
	気象庁や海外気象機関の数値予報 GPV を単純に可視化することで作成した気圧配置や風などの予想図であって、数値予報結果の単純表示であることを明示しているもの	気象庁や海外気象機関の数値予報 GPV の単純な可視化は予報ではなく「予報資料」とみなされる。ただし、独自の台風予報と称する場合は予報とみなされ、公衆への提供はで

		きない
	気象庁や海外気象機関の数値予報 GPV から追跡した台風中心位置であって、数値予報結果の単純表示であることを明示しているもの	気象庁や海外気象機関の数値予報 GPV の単純な可視化は予報ではなく「予報資料」とみなされる。ただし、独自の台風予報と称する場合は予報とみなされ、公衆への提供はできない
	独自の実況・予想天気図等において、一貫して台風であるかどうか区別せず「低気圧」などと表示している資料（凡例上、高気圧であるか低気圧であるかの別しか表示しない等）	
② 伝達不可	気象庁が台風として扱っていない低気圧を台風と表示した実況・予想資料	
	気象庁が台風として扱っている低気圧を台風と表示しない実況・予想資料	天気図等において、一貫して台風であるかどうか区別せず「低気圧」などと表示している資料（凡例上、高気圧であるか低気圧であるかの別しか表示しない等）は提供可
	気象庁が台風ではなくなると予報する日時以降を対象とする台風予報	
	気象庁が台風に付した名称と異なる名称を付した実況・予想資料	
③ 公衆向けには伝達不可	事業者が独自に作成した 5 日先までの台風予報	台風であるかどうかの別が気象庁と異なる場合は提供不可
	気象庁が 5 日先まで台風であると予報している場合において、6 日先以降の台風予報	気象庁が台風ではなくなると予報する日時以降を対象とする台風予報は提供不可
	数値予報 GPV を可視化することで作成した気圧配置や風などの予想図に、台風の諸元に関する情報を付加する場合	
	数値予報 GPV を可視化することで作成した気圧配置や風などの予想図を、台風予報と称する場合	
	数値予報 GPV から追跡した台風中心位置を表示し、台風予報と称する場合	

	<p>複数モデル又はアンサンブル数値予報における複数メンバの GPV を平均して気圧配置や風などの予想図を作成した資料で、台風の位置等が読み取れるもの</p>	<p>数値予報 GPV の単純表示ではなく、平均操作によって独自の加工を行っているため予報とみなされる</p>
	<p>複数モデル又はアンサンブル数値予報における複数メンバの GPV から追跡した台風中心位置を平均して表示</p>	<p>数値予報 GPV の単純表示ではなく、平均操作によって独自の加工を行っているため予報とみなされる</p>
	<p>台風の位置その他の諸元を読み取ることができる予想天気図</p>	<p>台風の位置その他の諸元が気象庁の台風情報や天気図と一致している場合は、公衆向けに提供できる</p>

改訂履歴

改訂年月日	改訂内容
平成 11 年 3 月 15 日	初版発行
平成 14 年 2 月 25 日	平成 12 年の審査基準の改正を反映した。 <ul style="list-style-type: none"> ・予報区域の「局地限定」解除 ・1 か月予報の解禁 ・現地観測値収集要件の緩和
平成 15 年 10 月 1 日	平成 15 年の審査基準の改正を反映した。 <ul style="list-style-type: none"> ・3 か月予報と 6 か月予報の解禁
平成 17 年 3 月 7 日	全面改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・予報資料と警報事項の受信施設の要件を明示 （インターネット等の通信回線の利用も可とした） ・予報業務に必要な気象予報士数について、気象業務法施行規則第 11 条の 2 に定める「最低必要数 - 1 名」で許可する要件を明示 ・各種書類の記入例の充実 ・提出書類の書式を若干変更
平成 17 年 5 月 31 日	一部改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・予報の対象とする区域とそのためが必要となる資料について、説明を加筆。
平成 17 年 7 月 1 日	気象庁組織改正に伴い、産業気象課→民間事業振興課など組織名を変更。
平成 17 年 11 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・予報業務許可申請書の記入例及び予報業務変更認可申請書の記入例を一部変更。 ・「予報業務の許可並びに予報業務の目的及び範囲の変更の認可に関する審査基準（平成 7 年 4 月 17 日気総第 183 号）」第 1 3 における「許可等の条件（平成 7 年 5 月 17 日気総第 215 号）」の改正（平成 17 年 10 月 14 日）を反映
平成 19 年 11 月 28 日	地震動 初版発行（暫定版）
平成 20 年 5 月 2 日	地震動 一部改訂 <ul style="list-style-type: none"> ・改正気象業務法による経過措置期間が終了したことに伴う改訂（経過措置対象事業者に関する記述を削除） ・留意事項へ深発地震、地盤増幅度等の設定に関する事項の追加

	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙（法令等参考資料）の追加
平成 24 年 3 月 1 日	<p>全面改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震動予報審査基準制定に伴い気象等・地震動合わせた版に改訂 ・平成 24 年 3 月 1 日から開始する審査基準見直しに対応した修正 ・一般利用者保護策の導入
平成 25 年 6 月 20 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称変更（財団気象業務支援センター→一般財団法人気象業務支援センター） ・気象庁組織改正に伴う組織名の変更（民間事業振興課→情報利用推進課） ・全球数値予報モデルなどの計算時間延長による入手する資料の修正
平成 26 年 7 月 1 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別警報等の気象業務法改正に対応した修正等
平成 28 年 4 月 11 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地観測値に代わる資料の追加、予報業務変更認可申請書の記入例を一部変更 等
平成 30 年 3 月 30 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化、予報業務計画書等の記入例を一部変更 等
平成 30 年 6 月 25 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震動の予報業務許可に係る「技術上の基準」に巨大地震が発生した際でも精度良く震度が予想できる手法を導入することに対応した改訂
平成 31 年 4 月 12 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象予報士の設置の基準の一部変更に対応した改訂
令和元年 5 月 31 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期予報（1 か月予報）の最小の時間単位の一部見直しに関する改訂 ・「逐次算出した地震動の強さ」を「実時間震度」に名称を変更 ・提出書類の記入例の元号を「平成」から「令和」へ変更
令和元年 12 月 18 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮の予報業務の許可等に関する審査基準の一部改正に係る改訂
令和 2 年 3 月 30 日	<p>一部改訂</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山現象の予報業務の許可等に関する審査基準の一部改正に係る改訂
令和 2 年 7 月 27 日	<p>一部改訂</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・地震動の予報業務許可の対象に「長周期地震動階級等」を追加することに対応した改訂
令和2年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> 一部改訂 ・組織名を「総務部」から「情報基盤部」へ変更 ・許可申請時及び変更認可申請時の押印不要を明記
令和2年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 一部改訂 ・気象庁の庁舎移転にともなう改訂
令和3年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> 一部改訂 ・本人確認書類例の追加
令和4年12月14日	<ul style="list-style-type: none"> 一部改訂 ・気象の予報業務における気象予報士の設置の基準の一部変更に伴う変更 ・他社の気象予報士に現象の予想を行わせる場合の契約形態の具体化に伴う変更 ・WMO 決議 40 廃止に伴う変更
令和5年11月30日	気象業務法、同施行規則、審査基準改正に伴い全面改訂。地震動の申請の手引きと分離。
令和6年3月29日	表現の適正化、予報業務許可申請書、予報業務計画書等の記入例を一部変更 等
令和6年12月13日	表現の適正化、予報業務計画書等の記入例を一部変更 等